第２０回社会保障審議会	参考資料１
平成２２年2月２３日	

平成１９年度社会保障給付費

ISSN 1882-1847

平成19年度

社 会 保 障 給 付 費

平成21年10月

国立社会保障・人口問題研究所

表章記号は次のとおりである

計数のない場合	－
比率が微少（0.05 未満）の場合	0.0
推計数が表章単位の 1／2 未満の場合	0
減少数（率）の場合	△

これは平成 19 年度の社会保障給付費について、平成 21 年度にとりまとめ公表したものである。

本資料の内容は国立社会保障・人口問題研究所のホームページ（http://www.ipss.go.jp）および政府統計の総合窓口（http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do）で公開されている。

◎お問い合わせは右担当室へ：国立社会保障・人口問題研究所　企画部　第 3 室
電話：03-3595-2985　　ファックス：03-3591-4912

目　次

Ⅰ　社会保障給付費の範囲 ……………………………………………………… 1
Ⅱ　平成 19 年度社会保障給付費の概要 ……………………………………… 2
表 1　部門別社会保障給付費
表 2　部門別社会保障給付費の対国民所得比
表 3　1 人（1 世帯）当たり社会保障給付費
図 1　社会保障給付費の部門別推移
表 4　機能別社会保障給付費
表 5　機能別社会保障給付費の対国民所得比
図 2　機能別社会保障給付費の推移
表 6　高齢者関係給付費
Ⅲ　平成 19 年度社会保障財源の概要 ……………………………………… 7
表 7　項目別社会保障財源
図 3　収入、制度、部門、機能、対象者からみた社会保障給付費

統計表
第 1 表　社会保障給付費の部門別推移 …………………………………… 11
第 2 表　社会保障給付費（対国民所得比）の部門別推移 ……………… 12
第 3 表　社会保障給付費・国民所得の対前年度伸び率の推移 ………… 13
第 4 表　1 人当たり社会保障給付費と 1 人当たり国民所得の推移 ……… 14
第 5 表　高齢者関係給付費の推移 ………………………………………… 16
第 6 表　児童・家族関係給付費の推移 …………………………………… 17
第 7 表　制度別社会保障給付費の推移 …………………………………… 18
第 8 表　機能別社会保障給付費の推移（平成 15～19 年度） …………… 20
第 9 表　平成 19 年度社会保障費用 ………………………………………… 22
第 10 表　社会保障財源の項目別推移 ……………………………………… 30
第 11 表　社会保障財源の項目別推移（平成 15～19 年度） …………… 32
参　考：機能別社会保障給付費の項目説明 ……………………………… 33

【付録】
OECD 基準の社会支出の国際比較 ………………………………………… 37

Ⅰ　社会保障給付費の範囲等

1.　社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

① 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

(1)高齢　(2)遺族　(3)障害　(4)労働災害　(5)保健医療　(6)家族　(7)失業
(8)住宅　(9)生活保護その他

② 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③ 制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

社会保障給付費は、上記のILO基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算等をもとに推計したものである。なお、ILO基準に従えば、児童福祉、老人福祉等の分野で地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用も上記の基準に合致するものであれば社会保障給付費から除外されるものではないが、国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。

ILOは1949年以来19回の社会保障費用調査を実施し、各国から提供された社会保障費データを、"The Cost of Social Security"としてインターネットのホームページで公開している。
(ILO該当URLはhttp://www.ilo.org/public/english/protection/secsoc/areas/stat/css/index.htm)

2.　社会保障給付費の「医療」「年金」「福祉その他」部門別分類は、次のとおりである。

「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付が含まれる。また、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。

3.　社会保障給付費の機能別分類は、上記社会保障給付費の範囲1．①におけるリスクやニーズごとに給付費を集計したものである。

Ⅱ　平成19年度社会保障給付費の概要

1. 平成19年度の社会保障給付費の総額は91兆4,305億円である。

（1）　部門別社会保障給付費をみると、「医療」が28兆9,462億円（31.7％）、「年金」が48兆2,735億円（52.8％）、「福祉その他」が14兆2,107億円（15.5％）である。

（2）　平成19年度社会保障給付費の対前年度伸び率は2.6％であり、対国民所得比は24.40％である。

（3）　国民1人当たり社会保障給付費は71万5,600円であり、１世帯当たりでは187万8,700円となっている。

表１　部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	23,207	2.6
医療	281,027 (31.5)	289,462 (31.7)	8,435	3.0
年金	473,253 (53.1)	482,735 (52.8)	9,483	2.0
福祉その他	136,818 (15.4)	142,107 (15.5)	5,289	3.9
介護対策（再掲）	60,601 (6.8)	63,727 (7.0)	3,126	5.2

（注）（　）内は構成割合である。

表２　部門別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	23.85	24.40	0.54
医療	7.52	7.72	0.20
年金	12.67	12.88	0.21
福祉その他	3.66	3.79	0.13
介護対策(再掲)	1.62	1.70	0.08

表3　1人（1世帯）当たり社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	千円	千円	千円	%
1人当たり	697.4	715.6	18.2	2.6
1世帯当たり	1,850.8	1,878.7	27.9	1.5

（注）1世帯当たり社会保障給付費＝（世帯人員総数／世帯総数）× 1人当たり社会保障給付費によって算出した。

図1　社会保障給付費の部門別推移

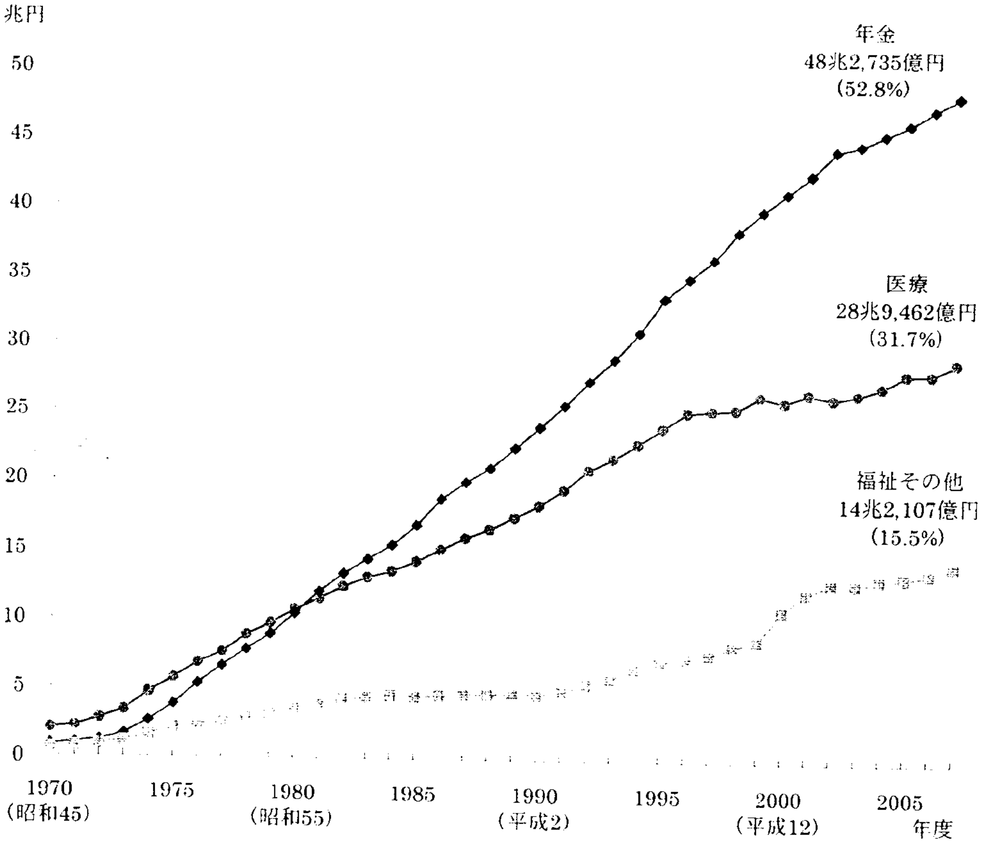

2. 機能別社会保障給付費をみると「高齢」が全体の50.1％で最も大きく、ついで「保健医療」が31.1％であり、この二つの機能で81.2％を占めている。これ以外の機能では、「遺族」（7.2％）、「家族」（3.4％）、「障害」（3.0％）、「生活保護その他」（2.5％）、「失業」（1.3％）、「労働災害」（1.1％）、「住宅」（0.4％）の順となっている。

表4　機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	23,207	2.6
高齢	446,618 (50.1)	457,900 (50.1)	11,282	2.5
遺族	64,479 (7.2)	65,755 (7.2)	1,277	2.0
障害	25,618 (2.9)	27,760 (3.0)	2,142	8.4
労働災害	9,829 (1.1)	9,738 (1.1)	△ 90	△ 0.9
保健医療	274,696 (30.8)	283,993 (31.1)	9,297	3.4
家族	30,705 (3.4)	30,733 (3.4)	28	0.1
失業	12,396 (1.4)	11,871 (1.3)	△ 525	△ 4.2
住宅	3,416 (0.4)	3,611 (0.4)	195	5.7
生活保護その他	23,341 (2.6)	22.943 (2.5)	△ 398	△ 1.7

(注)
1. （　）内は構成割合である。
2. 機能別の項目説明は、33頁を参照。
3. 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、「家族」から「障害」に移行した費用があること等による影響に引き続き留意する必要があり、平成18年度以前と単純に比較することができない。

表５　機能別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	23.85	24.40	0.54
高齢	11.95	12.22	0.26
遺族	1.73	1.75	0.03
障害	0.69	0.74	0.05
労働災害	0.26	0.26	△ 0.00
保健医療	7.35	7.58	0.22
家族	0.82	0.82	△ 0.00
失業	0.33	0.32	△ 0.02
住宅	0.09	0.10	0.00
生活保護その他	0.62	0.61	△ 0.01

（注）平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、「家族」から「障害」に移行した費用があること等による影響に引き続き留意する必要があり、平成18年度以前と単純に比較することができない。

図２　機能別社会保障給付費の推移

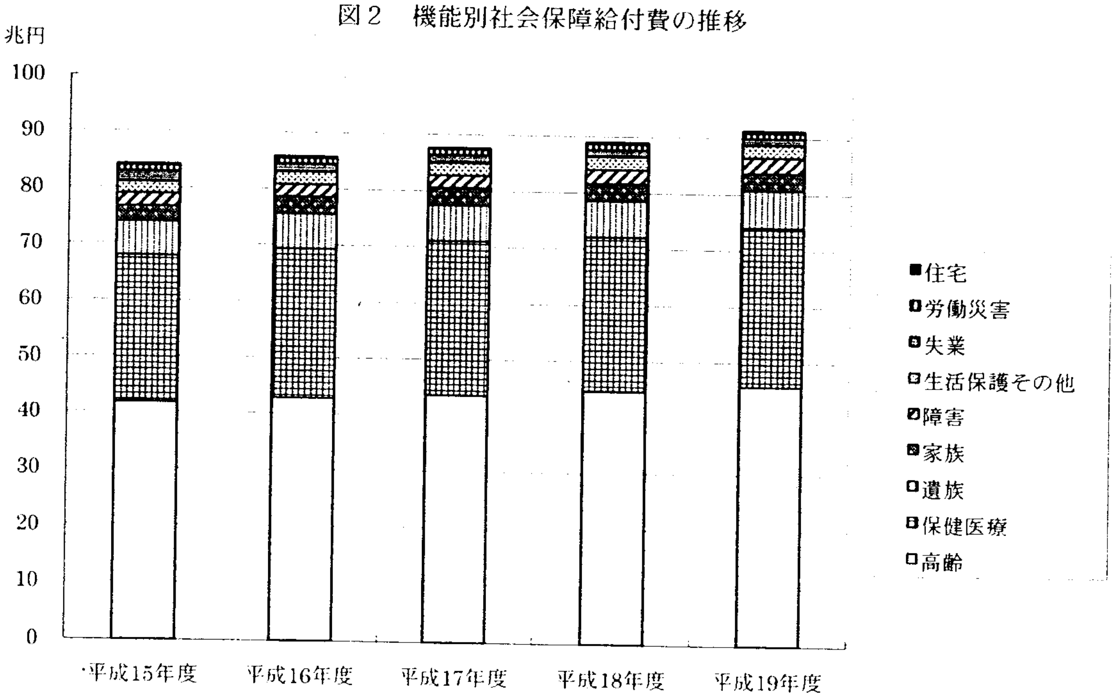

3. 年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成19年度には63兆5,654億円となり、社会保障給付費に対する割合は69.5％である。

表6 高齢者関係給付費

	平成18年度	平成19年度	対前年度伸び率
	億円	億円	%
社会保障給付費	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	2.6
	億円	億円	%
年金保険給付費	457,716	467,994	2.2
老人保健（医療分）給付費	102,874	102,807	△ 0.1
老人福祉サービス給付費	60,602	63,728	5.2
高年齢雇用継続給付費	1,105	1,125	1.9
計	622,297 (69.8)	635,654 (69.5)	2.1
	万人	万人	%
60歳以上人口	3,475	3,594	3.4
65歳以上人口	2,660	2,746	3.2
70歳以上人口	1,898	1,963	3.4
75歳以上人口	1,217	1,270	4.4

(注)
1. （ ）内は社会保障給付費に占める割合である。
2. 老人福祉サービス給付費は、介護対策給付費と介護保険以外の福祉サービス費等からなる。
3. 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の15％相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。
4. 老人保健制度の対象年齢が、平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げられており、平成18年10月には75歳以上となっている。上記「老人保健（医療分）給付費」の平成18年度と平成19年度の額については、対象年齢が75歳以上となった月数の長さが異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成19年度国民医療費（厚生労働省）」によると、平成19年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は4.3％の増加である。

Ⅲ　平成19年度社会保障財源の概要

平成19年度の社会保障財源の総額は100兆4,289億円である。

（1）　項目別割合をみると、社会保険料が56.6％、公費負担が30.9％、他の収入が12.5％となっている。

（2）　対前年度比は3.8％の減少となった。

表7　項目別社会保障財源

	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,043,713 (100.0)	1,004,289 (100.0)	△ 39,424	△ 3.8
Ⅰ　社会保険料	562,016 (53.8)	568,740 (56.6)	6,725	1.2
事業主拠出	269,847 (25.9)	272,010 (27.1)	2,163	0.8
被保険者拠出	292,169 (28.0)	296,730 (29.5)	4,562	1.6
Ⅱ　公費負担	303,439 (29.1)	310,368 (30.9)	6,929	2.3
国	218,703 (21.0)	221,900 (22.1)	3,198	1.5
地方	84,736 (8.1)	88,468 (8.8)	3,731	4.4
Ⅲ　他の収入	178,259 (17.1)	125,181 (12.5)	△ 53,078	△ 29.8
資産収入	87,222 (8.4)	20,363 (2.0)	△ 66,859	△ 76.7
その他	91,037 (8.7)	104,818 (10.4)	13,781	15.1

（注）
1.（　）内は構成割合である。
2.「他の収入」については、厚生年金等における積立金の規模及び運用収入を時価ベースで評価していること等に留意する必要がある。また「その他」には積立金からの受入を含む。
3. 国民健康保険の共同事業支出金等について精査を行い、これまで「公費負担」の「地方」に含まれていた収入を「他の収入」の「その他」に計上し直したため、過去に遡って必要な改訂を行った。

図３　収入、制度、部門、機能、対象者からみた社会保障給付費（2007（平成19）年度）

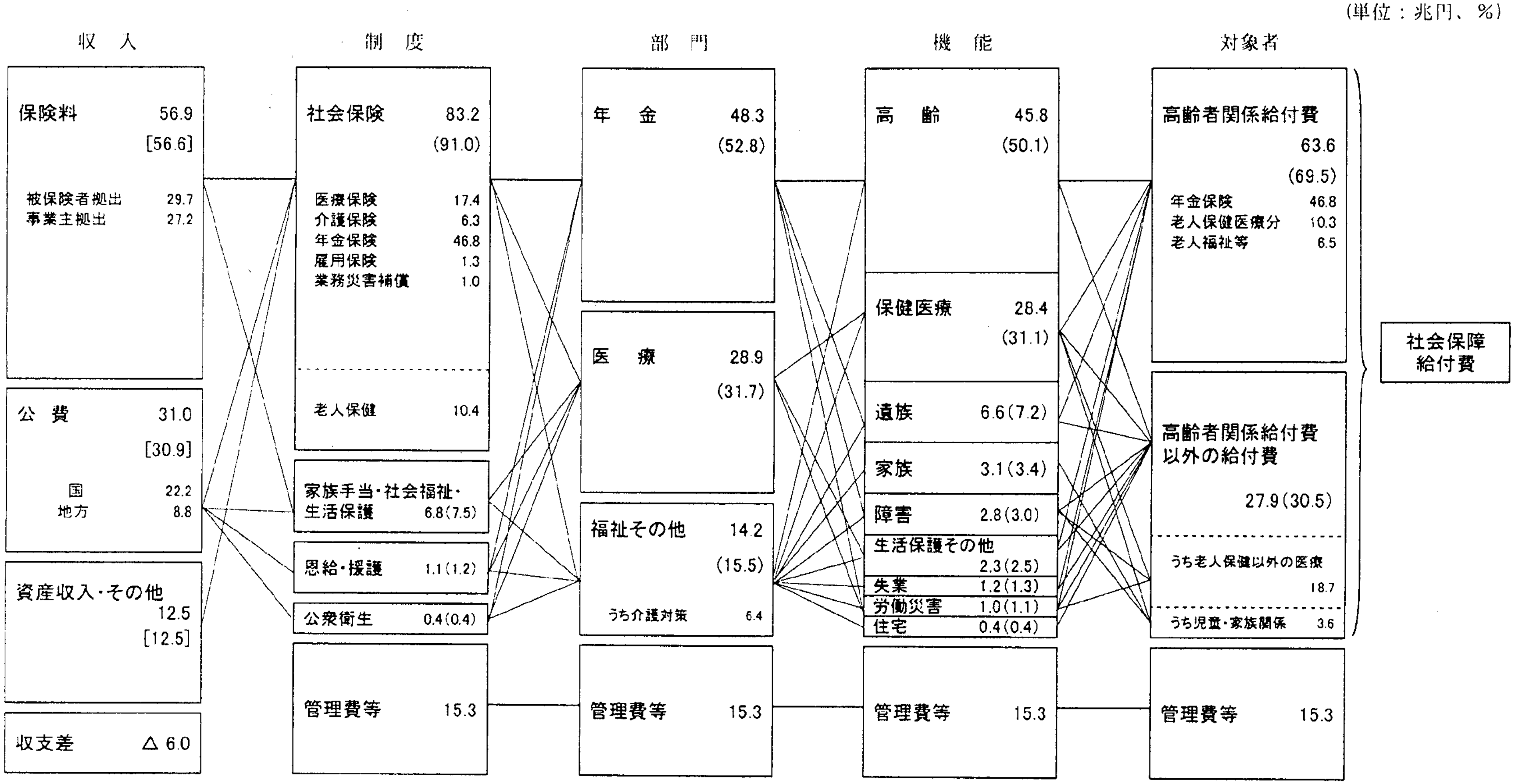

（注）
1.「児童・家族関係」は、社会保障給付費のうち、医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当である。
2. 平成19年度の社会保障収入は100.4兆円（他制度からの移転を除く）であり、［ ］内は社会保障収入に対する割合。
3. 平成19年度の社会保障給付費は91.4兆円であり、（ ）内は社会保障給付費に対する割合。

統　計　表

第１表　社会保障給付費の部門別推移

年度	社会保障給付費 計	医療	構成割合	年金・福祉その他	構成割合
	億円	億円	%	億円	%
1950(昭和25)	1,261	646	51.2	615	48.8
1951(　26)	1,571	804	51.1	768	48.9
1952(　27)	2,194	1,149	52.3	1,046	47.7
1953(　28)	2,577	1,480	57.5	1,096	42.5
1954(　29)	3,841	1,712	44.6	2,129	55.4
1955(　30)	3,893	1,919	49.3	1,974	50.7
1956(　31)	3,986	2,018	50.6	1,969	49.4
1957(　32)	4,357	2,224	51.0	2,133	49.0
1958(　33)	5,080	2,099	41.3	2,981	58.7
1959(　34)	5,778	2,523	43.7	3,255	56.3
1960(　35)	6,553	2,942	44.9	3,611	55.1
1961(　36)	7,900	3,850	48.7	4,050	51.3
1962(　37)	9,219	4,699	51.0	4,520	49.0
1963(　38)	11,214	5,885	52.5	5,329	47.5

年度	社会保障給付費 計	医療	構成割合	年金	構成割合	福祉その他	構成割合
	億円	億円	%	億円	%	億円	%
1964(　39)	13,475	7,328	54.4	3,056	22.7	3,091	22.9
1965(　40)	16,037	9,137	57.0	3,508	21.9	3,392	21.2
1966(　41)	18,670	10,766	57.7	4,199	22.5	3,705	19.8
1967(　42)	21,644	12,583	58.1	4,947	22.9	4,114	19.0
1968(　43)	25,096	14,679	58.5	5,835	23.3	4,582	18.3
1969(　44)	28,752	16,975	59.0	6,935	24.1	4,842	16.8
1970(　45)	35,239	20,758	58.9	8,562	24.3	5,920	16.8
1971(　46)	40,258	22,505	55.9	10,192	25.3	7,561	18.8
1972(　47)	49,845	28,111	56.4	12,367	24.8	9,367	18.8
1973(　48)	62,587	34,270	54.8	16,758	26.8	11,559	18.5
1974(　49)	90,270	47,208	52.3	26,782	29.7	16,280	18.0
1975(　50)	117,693	57,132	48.5	38,831	33.0	21,730	18.5
1976(　51)	145,165	68,098	46.9	53,415	36.8	23,652	16.3
1977(　52)	168,868	76,256	45.2	65,880	39.0	26,732	15.8
1978(　53)	197,763	89,167	45.1	78,377	39.6	30,219	15.3
1979(　54)	219,832	97,743	44.5	89,817	40.9	32,272	14.7
1980(　55)	247,736	107,329	43.3	104,525	42.2	35,882	14.5
1981(　56)	275,638	115,221	41.8	120,420	43.7	39,997	14.5
1982(　57)	300,973	124,118	41.2	133,404	44.3	43,451	14.4
1983(　58)	319,733	130,983	41.0	144,108	45.1	44,642	14.0
1984(　59)	336,396	135,654	40.3	154,527	45.9	46,216	13.7
1985(　60)	356,798	142,830	40.0	168,923	47.3	45,044	12.6
1986(　61)	385,918	151,489	39.3	187,620	48.6	46,809	12.1
1987(　62)	407,337	160,001	39.3	199,874	49.1	47,462	11.7
1988(　63)	424,582	166,726	39.3	210,459	49.6	47,397	11.2
1989(平成元)	448,822	175,279	39.1	225,407	50.2	48,136	10.7
1990(　2)	472,203	183,795	38.9	240,420	50.9	47,989	10.2
1991(　3)	501,346	195,056	38.9	256,145	51.1	50,145	10.0
1992(　4)	538,280	209,395	38.9	274,013	50.9	54,872	10.2
1993(　5)	568,039	218,059	38.4	290,376	51.1	59,603	10.5
1994(　6)	604,660	228,656	37.8	310,084	51.3	65,920	10.9
1995(　7)	647,243	240,520	37.2	334,986	51.8	71,738	11.1
1996(　8)	675,402	251,711	37.3	349,548	51.8	74,143	11.0
1997(　9)	694,087	252,987	36.4	363,996	52.4	77,104	11.1
1998(　10)	721,333	253,989	35.2	384,105	53.2	83,239	11.5
1999(　11)	750,338	263,863	35.2	399,112	53.2	87,363	11.6
2000(　12)	781,191	259,953	33.3	412,012	52.7	109,225	14.0
2001(　13)	813,928	266,309	32.7	425,714	52.3	121,905	15.0
2002(　14)	835,584	262,643	31.4	443,781	53.1	129,159	15.5
2003(　15)	842,582	266,048	31.6	447,845	53.2	128,689	15.3
2004(　16)	858,660	271,454	31.6	455,188	53.0	132,018	15.4
2005(　17)	877,827	281,094	32.0	462,930	52.7	133,803	15.2
2006(　18)	891,098	281,027	31.5	473,253	53.1	136,818	15.4
2007(　19)	914,305	289,462	31.7	482,735	52.8	142,107	15.5

(注) 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。

第２表　社会保障給付費（対国民所得比）の部門別推移

（単位：％）

年度	社会保障給付費(対国民所得比)				国民所得（億円）
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	3.54	1.81	1.73		44,346
1952(　27)	4.21	2.20	2.01		52,159
1953(　28)	4.29	2.47	1.83		60,015
1954(　29)	5.83	2.60	3.23		65,917
1955(　30)	5.58	2.75	2.83		69,733
1956(　31)	5.05	2.56	2.49		78,962
1957(　32)	4.91	2.51	2.41		88,681
1958(　33)	5.41	2.24	3.18		93,829
1959(　34)	5.23	2.28	2.95		110,421
1960(　35)	4.86	2.18	2.68		134,967
1961(　36)	4.91	2.39	2.52		160,819
1962(　37)	5.15	2.63	2.53		178,933
1963(　38)	5.31	2.79	2.53		210,993
1964(　39)	5.60	3.05	1.27	1.29	240,514
1965(　40)	5.98	3.41	1.31	1.26	268,270
1966(　41)	5.90	3.40	1.33	1.17	316,448
1967(　42)	5.76	3.35	1.32	1.10	375,477
1968(　43)	5.74	3.36	1.33	1.05	437,209
1969(　44)	5.52	3.26	1.33	0.93	521,178
1970(　45)	5.77	3.40	1.40	0.97	610,297
1971(　46)	6.11	3.41	1.55	1.15	659,105
1972(　47)	6.40	3.61	1.59	1.20	779,369
1973(　48)	6.53	3.58	1.75	1.21	958,396
1974(　49)	8.03	4.20	2.38	1.45	1,124,716
1975(　50)	9.49	4.61	3.13	1.75	1,239,907
1976(　51)	10.34	4.85	3.80	1.68	1,403,972
1977(　52)	10.85	4.90	4.23	1.72	1,557,032
1978(　53)	11.51	5.19	4.56	1.76	1,717,785
1979(　54)	12.07	5.36	4.93	1.77	1,822,066
1980(　55)	12.15	5.26	5.13	1.76	2,038,787
1981(　56)	13.03	5.44	5.69	1.89	2.116.151
1982(　57)	13.67	5.64	6.06	1.97	2,201,314
1983(　58)	13.82	5.66	6.23	1.93	2,312,900
1984(　59)	13.84	5.58	6.36	1.90	2,431,172
1985(　60)	13.69	5.48	6.48	1.73	2,605,599
1986(　61)	14.40	5.65	7.00	1.75	2,679,415
1987(　62)	14.49	5.69	7.11	1.69	2,810,998
1988(　63)	14.03	5.51	6.95	1.57	3,027,101
1989(平成元)	13.99	5.46	7.03	1.50	3,208,020
1990(　2)	13.61	5.30	6.93	1.38	3,468,929
1991(　3)	13.59	5.29	6.94	1.36	3,689,316
1992(　4)	14.71	5.72	7.49	1.50	3,660,072
1993(　5)	15.55	5.97	7.95	1.63	3,653,760
1994(　6)	16.34	6.18	8.38	1.78	3,700,109
1995(　7)	17.54	6.52	9.08	1.94	3,689,367
1996(　8)	17.77	6.62	9.19	1.95	3,801,609
1997(　9)	18.16	6.62	9.52	2.02	3,822,945
1998(　10)	19.55	6.88	10.41	2.26	3,689,757
1999(　11)	20.59	7.24	10.95	2.40	3,643,409
2000(　12)	21.01	6.99	11.08	2.94	3,718,039
2001(　13)	22.53	7.37	11.78	3.37	3,613,335
2002(　14)	23.49	7.38	12.47	3.63	3,557,610
2003(　15)	23.53	7.43	12.51	3.59	3,580,792
2004(　16)	23.60	7.46	12.51	3.63	3,638,976
2005(　17)	23.99	7.68	12.65	3.66	3,658,783
2006(　18)	23.85	7.52	12.67	3.66	3,735,911
2007(　19)	24.40	7.72	12.88	3.79	3,747,682

（資料）　国民所得出所は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、
昭和30-52年度は同「長期遡及主要系列国民経済計算報告」、
昭和53-54年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、
昭和55-平成19年度は内閣府経済社会総合研究所「平成21年版国民経済計算年報」による。

第３表　社会保障給付費・国民所得の対前年度伸び率の推移

（単位：％）

年度	社会保障給付費				国民所得
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	24.6	24.5	24.9		—
1952(　27)	39.7	42.9	36.2		17.6
1953(　28)	17.5	28.8	4.8		15.1
1954(　29)	49.0	15.7	94.3		9.8
1955(　30)	1.4	12.1	△ 7.3		5.8
1956(　31)	2.4	5.2	△ 0.3		13.2
1957(　32)	9.3	10.2	8.3		12.3
1958(　33)	16.6	△ 5.6	39.8		5.8
1959(　34)	13.7	20.2	9.2		17.7
1960(　35)	13.4	16.6	10.9		22.2
1961(　36)	20.6	30.9	12.2		19.2
1962(　37)	16.7	22.1	11.6		11.3
1963(　38)	21.6	25.2	17.9		17.9
1964(　39)	20.2	24.5	15.3		14.0
1965(　40)	19.0	24.7	14.8	9.7	11.5
1966(　41)	16.4	17.8	19.7	9.2	18.0
1967(　42)	15.9	16.9	17.8	11.0	18.7
1968(　43)	15.9	16.7	18.0	11.4	16.4
1969(　44)	14.6	15.6	18.9	5.7	19.2
1970(　45)	22.6	22.3	23.4	22.2	17.1
1971(　46)	14.2	8.4	19.0	27.7	8.0
1972(　47)	23.8	24.9	21.3	23.9	18.2
1973(　48)	25.6	21.9	35.5	23.4	23.0
1974(　49)	44.2	37.8	59.8	40.8	17.4
1975(　50)	30.4	21.0	45.0	33.5	10.2
1976(　51)	23.3	19.2	37.6	8.8	13.2
1977(　52)	16.3	12.0	23.3	13.0	10.9
1978(　53)	17.1	16.9	19.0	13.0	10.3
1979(　54)	11.2	9.6	14.6	6.8	6.1
1980(　55)	12.7	9.8	16.4	11.2	11.9
1981(　56)	11.3	7.4	15.2	11.5	3.8
1982(　57)	9.2	7.7	10.8	8.6	4.0
1983(　58)	6.2	5.5	8.0	2.7	5.1
1984(　59)	5.2	3.6	7.2	3.5	5.1
1985(　60)	6.1	5.3	9.3	△ 2.5	7.2
1986(　61)	8.2	6.1	11.1	3.9	2.8
1987(　62)	5.6	5.6	6.5	1.4	4.9
1988(　63)	4.2	4.2	5.3	△ 0.1	7.7
1989(平成元)	5.7	5.1	7.1	1.6	6.0
1990(　2)	5.2	4.9	6.7	△ 0.3	8.1
1991(　3)	6.2	6.1	6.5	4.5	6.4
1992(　4)	7.4	7.4	7.0	9.4	△ 0.8
1993(　5)	5.5	4.1	6.0	8.6	△ 0.2
1994(　6)	6.4	4.9	6.8	10.6	1.3
1995(　7)	7.0	5.2	8.0	8.8	△ 0.3
1996(　8)	4.4	4.7	4.3	3.4	3.0
1997(　9)	2.8	0.5	4.1	4.0	0.6
1998(　10)	3.9	0.4	5.5	8.0	△ 3.5
1999(　11)	4.0	3.9	3.9	5.0	△ 1.3
2000(　12)	4.1	△ 1.5	3.2	25.0	2.0
2001(　13)	4.2	2.4	3.3	11.6	△ 2.8
2002(　14)	2.7	△ 1.4	4.2	6.0	△ 1.5
2003(　15)	0.8	1.3	0.9	△ 0.4	0.7
2004(　16)	1.9	2.0	1.6	2.6	1.6
2005(　17)	2.2	3.6	1.7	1.4	0.5
2006(　18)	1.5	△ 0.0	2.2	2.3	2.1
2007(　19)	2.6	3.0	2.0	3.9	0.3

第４表　１人当たり社会保障給付費と１人当たり国民所得の推移

年度	１人当たり社会保障給付費		１人当たり国民所得	
	実額（千円）	指数 1973年＝100	実額（千円）	指数 1973年＝100
1951(昭和26)	1.9	3.3	52.5	6.0
1952(　27)	2.6	4.5	60.8	6.9
1953(　28)	3.0	5.2	69.0	7.8
1954(　29)	4.4	7.7	74.7	8.5
1955(　30)	4.4	7.7	78.2	8.9
1956(　31)	4.4	7.7	87.6	10.0
1957(　32)	4.8	8.4	97.6	11.1
1958(　33)	5.5	9.6	102.3	11.6
1959(　34)	6.2	10.8	119.2	13.6
1960(　35)	7.0	12.2	144.5	16.4
1961(　36)	8.4	14.6	170.6	19.4
1962(　37)	9.7	16.9	188.1	21.4
1963(　38)	11.7	20.4	219.5	25.0
1964(　39)	13.7	23.9	247.6	28.2
1965(　40)	16.2	28.2	273.2	31.1
1966(　41)	18.9	32.9	319.6	36.4
1967(　42)	21.6	37.7	375.0	42.7
1968(　43)	24.8	43.2	431.7	49.1
1969(　44)	28.0	48.9	508.7	57.9
1970(　45)	33.7	58.7	586.0	66.7
1971(　46)	37.9	66.1	621.7	70.7
1972(　47)	46.3	80.8	724.9	82.5
1973(　48)	57.4	100.0	879.1	100.0
1974(　49)	81.6	142.3	1,018.1	115.8
1975(　50)	105.1	183.3	1,108.7	126.1
1976(　51)	128.4	223.8	1,242.4	141.3
1977(　52)	147.9	257.9	1,364.7	155.2
1978(　53)	171.7	299.3	1,492.2	169.7
1979(　54)	189.3	329.9	1,569.6	178.5
1980(　55)	211.6	368.9	1,742.7	198.2
1981(　56)	233.8	407.5	1,795.9	204.3
1982(　57)	253.5	441.9	1,855.2	211.0
1983(　58)	267.5	466.3	1,936.0	220.2
1984(　59)	279.6	487.4	2,021.9	230.0
1985(　60)	294.8	513.8	2,153.9	245.0
1986(　61)	317.2	553.0	2,203.5	250.6
1987(　62)	333.2	580.9	2,301.0	261.7
1988(　63)	345.9	603.0	2,467.6	280.7
1989(平成元)	364.3	635.0	2,605.3	296.3
1990(　2)	382.0	665.9	2,807.6	319.4
1991(　3)	404.2	704.6	2,974.5	338.3
1992(　4)	432.5	754.0	2,940.3	334.5
1993(　5)	455.3	793.7	2,926.4	332.9
1994(　6)	483.6	843.0	2,955.1	336.1
1995(　7)	515.4	898.5	2,939.8	334.4
1996(　8)	536.6	935.4	3,022.5	343.8
1997(　9)	550.1	959.0	3,031.6	344.8
1998(　10)	570.3	994.1	2,918.6	332.0
1999(　11)	592.3	1,032.5	2,876.7	327.2
2000(　12)	615.5	1,072.9	2,930.2	333.3
2001(　13)	639.4	1,114.7	2,841.0	323.2
2002(　14)	655.7	1,143.0	2,792.5	317.6
2003(　15)	660.2	1,150.9	2,806.0	319.2
2004(　16)	672.5	1,172.3	2,849.9	324.2
2005(　17)	687.0	1,197.7	2,863.6	325.7
2006(　18)	697.4	1,215.8	2,923.9	332.6
2007(　19)	715.6	1,247.4	2,933.1	333.6

第５表　高齢者関係給付費の推移

年度	年金保険給付費	老人保健（医療分）給付費	老人福祉サービス給付費	高年齢雇用継続給付費	計	対前年度伸び率	給付費に占める割合	社会保障給付費	対前年度伸び率
	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	億円	%
1973(昭和48)	10,757	4,289	596	−	15,642	−	25.0	62,587	−
1974(　49)	19,205	6,652	877	−	26,734	70.9	29.6	90,270	44.2
1975(　50)	28,924	8,666	1,164	−	38,754	45.0	32.9	117,693	30.4
1976(　51)	40,697	10,780	1,489	−	52,965	36.7	36.5	145,165	23.3
1977(　52)	50,942	12,872	1,798	−	65,612	23.9	38.9	168,868	16.3
1978(　53)	61,329	15,948	2,060	−	79,336	20.9	40.1	197,763	17.1
1979(　54)	70,896	18,503	2,306	−	91,706	15.6	41.7	219,832	11.2
1980(　55)	83,675	21,269	2,570	−	107,514	17.2	43.4	247,736	12.7
1981(　56)	97,903	24,280	2,822	−	125,004	16.3	45.4	275,638	11.3
1982(　57)	109,552	27,450	3,129	−	140,131	12.1	46.6	300,973	9.2
1983(　58)	120,122	32,660	3,306	−	156,088	11.4	48.8	319,733	6.2
1984(　59)	130,497	35,534	3,467	−	169,498	8.6	50.4	336,396	5.2
1985(　60)	144,549	40,070	3,668	−	188,288	11.1	52.8	356,798	6.1
1986(　61)	163,140	43,584	4,316	−	211,041	12.1	54.7	385,918	8.2
1987(　62)	175,081	46,638	4,278	−	225,997	7.1	55.5	407,337	5.6
1988(　63)	185,889	49,824	4,569	−	240,282	6.3	56.6	424,582	4.2
1989(平成 元)	201,126	53,730	5,106	−	259,962	8.2	57.9	448,822	5.7
1990(　2)	216,182	57,331	5,749	−	279,262	7.4	59.1	472,203	5.2
1991(　3)	231,909	61,976	6,552	−	300,437	7.6	59.9	501,346	6.2
1992(　4)	249,728	66,685	7,456	−	323,869	7.8	60.2	538,280	7.4
1993(　5)	266,199	71,394	8,171	−	345,764	6.8	60.9	568,039	5.5
1994(　6)	286,248	77,804	9,066	−	373,117	7.9	61.7	604,660	6.4
1995(　7)	311,565	84,525	10,902	117	407,109	9.1	62.9	647,243	7.0
1996(　8)	326,713	92,166	11,537	369	430,784	5.8	63.8	675,402	4.4
1997(　9)	341,699	96,392	12,743	567	451,401	4.8	65.0	694,087	2.8
1998(　10)	362,379	101,092	13,797	773	478,041	5.9	66.3	721,333	3.9
1999(　11)	378,061	109,443	13,841	954	502,299	5.1	66.9	750,338	4.0
2000(　12)	391,729	103,469	34,193	1,086	530,476	5.6	67.9	781,191	4.1
2001(　13)	406,178	107,216	43,029	1,250	557,673	5.1	68.5	813,928	4.2
2002(　14)	425,025	107,125	48,584	1,437	582,171	4.4	69.7	835,584	2.7
2003(　15)	429,959	106,343	53,099	1,489	590,890	1.5	70.1	842,582	0.8
2004(　16)	438,143	105,879	57,424	1,389	602,836	2.0	70.2	858,660	1.9
2005(　17)	446,690	106,669	58,910	1,256	613,524	1.8	69.9	877,827	2.2
2006(　18)	457,716	102,874	60,602	1,105	622,297	1.4	69.8	891,098	1.5
2007(　19)	467,994	102,807	63,728	1,125	635,654	2.1	69.5	914,305	2.6

（注）老人保健制度の対象年齢が、平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げられており、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていること、平成18年度と平成19年度では対象年齢が75歳以上となった月数の長さが異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費（厚生労働省）」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5％増、平成15年度3.8％増、平成16年度5.7％増、平成17年度5.7％増、平成18年度1.5％増、平成19年度4.3％増である。

第６表　児童・家族関係給付費の推移

年度	児童手当計	児童手当	児童扶養手当等	児童福祉サービス	育児休業給付	合計	出産関係費	総計	対前年度伸び率	給付費に占める割合
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
1975(昭和50)	1,829	1,444	385	3,549	−	5,378	1,229	6,608	−	5.6
1976(　51)	2,333	1,691	642	4,258	−	6,591	915	7,505	13.6	5.2
1977(　52)	2,509	1,695	814	4,802	−	7,311	1,702	9,013	20.1	5.3
1978(　53)	2,834	1,719	1,114	5,243	−	8,076	1,683	9,759	8.3	4.9
1979(　54)	3,180	1,785	1,396	5,744	−	8,924	1,668	10,591	8.5	4.8
1980(　55)	3,560	1,778	1,782	5,998	−	9,558	1,639	11,197	5.7	4.5
1981(　56)	3,790	1,641	2,149	6,225	−	10,014	2,149	12,163	8.6	4.4
1982(　57)	4,109	1,660	2,449	6,386	−	10,494	2,240	12,735	4.7	4.2
1983(　58)	4,365	1,650	2,715	6,138	−	10,503	2,260	12,763	0.2	4.0
1984(　59)	4,544	1,637	2,908	6,408	−	10,952	2,641	13,593	6.5	4.0
1985(　60)	4,617	1,589	3,027	6,836	−	11,453	3,060	14,513	6.8	4.1
1986(　61)	4,604	1,605	3,000	7,635	−	12,239	3,161	15,401	6.1	4.0
1987(　62)	4,574	1,558	3,016	7,356		11,931	3,150	15,080	△ 2.1	3.7
1988(　63)	4,500	1,488	3,012	7,555	−	12,055	3,105	15,160	0.5	3.6
1989(平成 元)	4,465	1,454	3,011	8,046	−	12,511	2,990	15,501	2.3	3.5
1990(　2)	4,449	1,391	3,059	8,532	−	12,981	3,005	15,986	3.1	3.4
1991(　3)	4,439	1,381	3,058	9,327	−	13,766	3,104	16,870	5.5	3.4
1992(　4)	5,267	2,173	3,094	9,691	−	14,958	3,692	18,650	10.6	3.5
1993(　5)	5,072	1,942	3,130	10,424	6	15,502	3,775	19,277	3.4	3.4
1994(　6)	4,928	1,710	3,218	10,768	5	15,701	4,224	19,925	3.4	3.3
1995(　7)	5,112	1,612	3,500	11,177	327	16,616	4,497	21,113	6.0	3.3
1996(　8)	5,201	1,536	3,666	13,312	507	19,021	4,594	23,615	11.8	3.5
1997(　9)	5,304	1,497	3,807	12,809	559	18,672	4,586	23,259	△ 1.5	3.4
1998(　10)	5,370	1,486	3,885	13,336	603	19,310	4,687	23,997	3.2	3.3
1999(　11)	5,524	1,547	3,977	14,188	643	20,355	4,617	24,972	4.1	3.3
2000(　12)	7,116	2,917	4,199	14,963	721	22,801	4,618	27,419	9.8	3.5
2001(　13)	8,574	4,062	4,512	15,876	1,078	25,527	4,606	30,133	9.9	3.7
2002(　14)	8,964	4,315	4,649	16,766	1,241	26,970	4,543	31,513	4.6	3.8
2003(　15)	9,158	4,365	4,792	16,724	1,304	27,186	4,440	31,626	0.4	3.8
2004(　16)	11,236	5,909	5,327	17,180	1,370	29,786	4,443	34,229	8.2	4.0
2005(　17)	11,579	6,300	5,279	18,268	1,428	31,274	4,363	35,637	4.1	4.1
2006(　18)	13,512	8,084	5,428	15,674	1,487	30,673	4,718	35,391	△ 0.7	4.0
2007(　19)	15,225	9,757	5,468	13,671	1,804	30,700	4,913	35,613	0.6	3.9

（注）平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、児童福祉サービスの対象から外れた費用があることによる影響に引き続き留意する必要があり、平成18年度以前と単純に比較することができない。

第７表　制度別社会保障給付費の推移

	年度	1998(平成10)	1999(平成11)	2000(平成12)	2001(平成13)	2002(平成14)
給付費	総計	72,133,280	75,033,754	78,119,108	81,392,831	83,558,384
	医療保険	14,360,954	14,436,281	14,572,699	14,791,576	14,439,575
	老人保健	10,188,446	11,026,058	10,447,419	10,804,055	10,801,187
	介護保険	−	−	3,252,114	4,122,775	4,666,117
	年金保険	36,237,881	37,806,127	39,172,913	40,617,812	42,502,502
	雇用保険等	2,703,379	2,836,289	2,664,958	2,713,358	2,619,154
	業務災害補償	1,044,118	1,025,530	1,018,528	1,015,412	982,922
	家族手当	537,013	552,367	711,649	857,359	896,364
	生活保護	1,682,009	1,814,815	1,929,889	2,060,403	2,186,944
	社会福祉	3,082,738	3,312,714	2,186,116	2,315,038	2,460,362
	公衆衛生	537,943	539,865	554,917	560,460	544,067
	恩給	1,547,077	1,486,055	1,419,745	1,350,930	1,280,425
	戦争犠牲者援護	211,723	197,651	188,161	183,654	178,763
構成割合	総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	医療保険	19.9	19.2	18.7	18.2	17.3
	老人保健	14.1	14.7	13.4	13.3	12.9
	介護保険	−	−	4.2	5.1	5.6
	年金保険	50.2	50.4	50.1	49.9	50.9
	雇用保険等	3.7	3.8	3.4	3.3	3.1
	業務災害補償	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2
	家族手当	0.7	0.7	0.9	1.1	1.1
	生活保護	2.3	2.4	2.5	2.5	2.6
	社会福祉	4.3	4.4	2.8	2.8	2.9
	公衆衛生	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	恩給	2.1	2.0	1.8	1.7	1.5
	戦争犠牲者援護	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

（注）

1. 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。
2. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
3. 雇用保険等は雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。
4. 老人保健制度の対象年齢が、平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げられており、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていること、平成18年度と平成19年度では対象年齢が75歳以上となった月数の長さが異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費（厚生労働省）」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5％増、平成15年度3.8％増、平成16年度5.7％増、平成17年度5.7％増、平成18年度1.5％増、平成19年度4.3％増である。

（単位：百万円、割合％）

2003(平成15)	2004(平成16)	2005(平成17)	2006(平成18)	2007(平成19)
84,258,195	85,866,002	87,782,748	89,109,794	91,430,462
14,711,798	15,276,653	16,141,036	16,534,328	17,423,572
10,722,379	10,675,768	10,753,916	10,378,744	10,372,041
5,110,400	5,577,221	5,823,169	5,999,798	6,305,302
42,995,871	43,814,337	44,668,954	45,771,556	46,799,355
2,024,562	1,528,279	1,435,313	1,336,550	1,309,463
973,367	958,723	953,185	965,993	957,183
915,765	1,123,641	1,157,903	1,351,217	1,522,520
2,365,553	2,552,832	2,592,255	2,635,638	2,603,274
2,469,305	2,539,797	2,504,698	2,600,278	2,688,602
592,919	535,923	547,416	427,534	383,637
1,204,272	1,131,933	1,058,666	984,098	974,973
172,005	150,895	146,238	124,059	90,539
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
17.5	17.8	18.4	18.6	19.1
12.7	12.4	12.3	11.6	11.3
6.1	6.5	6.6	6.7	6.9
51.0	51.0	50.9	51.4	51.2
2.4	1.8	1.6	1.5	1.4
1.2	1.1	1.1	1.1	1.0
1.1	1.3	1.3	1.5	1.7
2.8	3.0	3.0	3.0	2.8
2.9	3.0	2.9	2.9	2.9
0.7	0.6	0.6	0.5	0.4
1.4	1.3	1.2	1.1	1.1
0.2	0.2	0.2	0.1	0.1

第８表　機能別社会保障給付費の推移（平成15～19年度）

（単位:百万円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
社会保障給付費	84,258,195	85,866,002	87,782,748	89,109,794	91,430,462
Ⅰ 高齢	41,779,175	42,822,083	43,604,210	44,661,789	45,790,008
現金給付	36,569,425	37,188,028	37,825,636	38,712,106	39,680,915
退職年金	35,987,688	36,724,189	37,614,277	38,511,593	39,349,853
早期退職年金	−	−	−	−	−
一括給付金	−	−	−	−	−
退職（老齢）給付金	518,800	402,665	150,926	146,896	131,367
その他の現金給付	62,937	61,174	60,434	53,617	199,695
現物給付	5,209,750	5,634,055	5,778,574	5,949,684	6,109,092
Ⅱ 遺族	6,168,727	6,252,736	6,368,386	6,447,860	6,575,538
現金給付	6,168,104	6,252,220	6,367,958	6,447,516	6,575,025
遺族年金	6,048,610	6,147,198	6,261,849	6,358,906	6,452,727
一括給付金	10,378	11,431	12,228	12,443	13,102
遺族給付金	−	−	−	−	−
その他の現金給付	109,116	93,591	93,882	76,166	109,196
現物給付	623	517	427	344	513
埋葬費	−	−	−	−	−
その他	623	517	427	344	513
Ⅲ 障害	2,178,040	2,238,338	2,222,655	2,561,827	2,776,016
現金給付	1,727,152	1,749,186	1,772,131	1,805,230	1,840,826
障害年金	1,680,606	1,702,198	1,725,255	1,758,953	1,794,075
軽度障害年金	−	−	−	−	−
早期退職年金	−	−	−	−	−
一括給付金	386	381	355	285	308
障害給付金	−	−	−	−	−
その他の現金給付	46,161	46,607	46,521	45,992	46,442
現物給付	450,887	489,152	450,525	756,597	935,191
Ⅳ 労働災害	991,249	976,269	970,440	982,875	973,848
被保険者に対する現金給付	473,042	461,604	455,091	453,975	448,154
短期現金給付	172,921	166,465	163,501	163,932	161,299
長期現金給付（年金）	233,322	230,525	227,556	224,877	222,170
その他の現金給付	66,798	64,614	64,034	65,166	64,685
遺族に対する現金給付	271,656	269,540	272,464	287,100	284,045
定期的給付	248,539	247,211	248,508	255,989	255,787
その他の現金給付	23,117	22,330	23,956	31,111	28,258
現物給付	246,551	245,125	242,884	241,801	241,649
医療の現物給付	244,280	242,737	240,272	238,977	238,584
その他の現物給付	2,271	2,388	2,612	2,824	3,064
Ⅴ 保健医療	26,076,687	26,538,335	27,506,743	27,469,646	28,399,305
現金給付	896,714	904,681	914,097	947,089	987,877
疾病給付	235,582	243,371	257,934	272,317	312,929
出産給付	443,724	444,084	436,038	471,535	491,068
その他の現金給付	217,409	217,227	220,124	203,237	183,880
現物給付（保健）	25,179,973	25,633,654	26,592,646	26,522,556	27,411,428
Ⅵ 家族	2,721,735	2,981,717	3,130,575	3,070,472	3,073,251
現金給付	1,049,291	1,263,761	1,303,815	1,503,028	1,706,147
定期的現金給付	1,049,291	1,263,761	1,303,815	1,503,028	1,706,147
その他の現金給付	−	−	−	−	−
現物給付	1,672,444	1,717,956	1,826,760	1,567,444	1,367,104
Ⅶ 失業	1,947,088	1,444,236	1,344,429	1,239,581	1,187,096
現金給付	1,947,088	1,444,236	1,344,429	1,239,581	1,187,096
正規失業手当	1,631,601	1,212,014	1,093,731	999,361	952,706
特別失業手当	166,847	149,852	182,914	175,511	177,000
退職／余剰手当	−	−	−	−	−
その他の現金給付	148,640	82,370	67,784	64,709	57,391
現物給付	−	−	−	−	−
Ⅷ 住宅	279,623	313,019	330,472	341,646	361,135
現金給付	279,623	313,019	330,472	341,646	361,135
家賃補助金	279,623	313,019	330,472	341,646	361,135
現物給付	−	−	−	−	−
家賃補助	−	−	−	−	−
家主補助金	−	−	−	−	−
その他の現物給付	−	−	−	−	−
Ⅸ 生活保護その他	2,115,873	2,299,270	2,304,838	2,334,097	2,294,266
現金給付	823,449	879,120	880,915	887,669	868,594
定期的現金給付	817,534	869,296	872,926	880,911	861,707
その他の現金給付	5,916	9,825	7,988	6,758	6,888
現物給付	1,292,424	1,420,150	1,423,923	1,446,428	1,425,672

（注）

1. 第8表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類に従って算出したものである。
2. 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、「Ⅵ家族」から「Ⅲ障害」の現物給付に移行した費用があること等による影響に引き続き留意する必要があり、平成18年度以前と単純に比較することができない。

第９表　平成19年度社会保障費用　①

	収			
	拠出		社会保障特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1.健康保険				
(A)政府管掌健康保険	3,389,253	3,390,038	—	958,227
(B)組合管掌健康保険	3,013,493	3,666,014	—	8,396
2.国民健康保険	4,270,050	—	—	3,645,503
退職者医療制度（再掲）	893,911	—	—	—
3.老人保健	—	—	—	3,206,458
4.介護保険	1,321,618	—	—	1,463,031
5.厚生年金保険	10,984,546	10,984,546	—	5,214,214
6.厚生年金基金等	441,060	1,066,360	—	495
7.国民年金	1,858,173	—	—	1,936,590
8.農業者年金基金等	151,957	—	—	155,118
9.船員保険	18,262	43,257	—	3,855
10.農林漁業団体職員共済組合	—	22,659	—	1,836
11.日本私立学校振興・共済事業団	261,147	255,719	—	60,884
12.雇用保険	970,089	1,457,403	—	247,148
13.労働者災害補償保険	—	1,085,710	—	496
家族手当				
14.児童手当	—	297,013	—	243,716
公務員				
15.国家公務員共済組合	762,493	1,206,747	—	172,862
16.存続組合等	—	286,925	—	566
17.地方公務員等共済組合	2,230,872	3,318,097	—	1,436
18.旧令共済組合等	—	97	—	10,067
19.国家公務員災害補償	—	13,083	—	—
20.地方公務員等災害補償	0	27,015	—	—
21.旧公共企業体職員業務災害	—	7,238	—	—
22.国家公務員恩給	—	30,951	—	114
23.地方公務員恩給	—	42,163	—	—
公衆保健サービス				
24.公衆衛生	—	—	—	392,370
公的扶助及び社会福祉				
25.生活保護	—	—	—	1,982,011
26.社会福祉	—	—	—	1,485,733
戦争犠牲者				
27.戦争犠牲者	—	—	—	998,890
総　　計	29,673,014	27,201,033	—	22,190,015

（単位：百万円）

入						
他の公費負担	資産収入	その他	小　計	他制度からの移転	収入合計	
－	1,560	49,097	7,788,175	171	7,788,346	1.(A)
－	67,934	521,909	7,277,745	－	7,277,745	1.(B)
1,704,804	－	1,760,083	11,380,440	2,658,414	14,038,854	2.
－	－	－	893,911	2,658,414	3,552,325	
1,601,510	－	－	4,807,968	5,775,744	10,583,712	3.
1,958,195	756	247,223	4,990,823	1,936,734	6,927,557	4.
－	－	5,110,041	32,293,347	2,186,003	34,479,349	5.
－	－	7,284	1,515,199	86,992	1,602,191	6.
－	－	1,629,890	5,424,653	14,392,887	19,817,540	7.
－	234	321,167	628,476	－	628,476	8.
－	1,257	1,306	67,937	－	67,937	9.
－	229,153	486,614	740,263	－	740,263	10.
7,277	106,302	1,007	692,336	14,632	706,968	11.
－	35,585	27,893	2,738,118	－	2,738,118	12.
－	108,499	237,996	1,432,700	－	1,432,700	13.
537,864	－	15,858	1,094,451	－	1,094,451	14.
－	288,629	45,014	2,475,745	207,067	2,682,812	15.
－	6,740	381	294,612	436,990	731,602	16.
446,595	1,187,970	17,272	7,202,243	318,514	7,520,757	17.
－	24	248	10,436	－	10,436	18.
－	－	－	13,083	－	13,083	19.
－	1,641	1,522	30,178	－	30,178	20.
－	－	－	7,238	－	7,238	21.
－	－	－	31,065	－	31,065	22.
－	－	－	42,163	－	42,163	23.
144,169	－	－	536,538	－	536,538	24.
659,937	－	－	2,641,947	－	2,641,947	25.
1,786,405	－	－	3,272,138	－	3,272,138	26.
－	－	－	998,890	－	998,890	27.
8,846,756	2,036,286	10,481,805	100,428,909	28,014,147	128,443,056	

第９表　平成19年度社会保障費用　②

	支給			
	疾病・出産		業務	
	医療	現金	医療	医療以外の現物
社会保険				
1.健康保険				
(A)政府管掌健康保険	3,879,118	348,446	—	—
(B)組合管掌健康保険	2,972,365	307,079	—	—
2.国民健康保険	8,659,362	105,249	—	—
退職者医療制度（再掲）	2,990,741	—	—	—
3.老人保健	10,280,712	—	—	—
4.介護保険	—	—	—	—
5.厚生年金保険	—	—	—	—
6.厚生年金基金等	—	—	—	—
7.国民年金	—	—	—	—
8.農業者年金基金等	—	—	—	—
9.船員保険	17,363	2,228	3,592	—
10.農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
11.日本私立学校振興・共済事業団	94,791	8,618	—	—
12.雇用保険	—	120,796	—	—
13.労働者災害補償保険	—	—	224,226	3,015
家族手当				
14.児童手当	—	—	—	—
公務員				
15.国家公務員共済組合	215,195	21,706	—	—
16.存続組合等	—	—	—	—
17.地方公務員等共済組合	634,610	95,231	—	—
18.旧令共済組合等	43	1,537	—	—
19.国家公務員災害補償	—	—	3,647	22
20.地方公務員等災害補償	—	—	7,021	28
21.旧公共企業体職員業務災害	—	—	99	—
22.国家公務員恩給	—	—	—	—
23.地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
24.公衆衛生	352,052	102,609	—	—
公的扶助及び社会福祉				
25.生活保護	1,312,346	247	—	—
26.社会福祉	288,914	—	—	—
戦争犠牲者				
27.戦争犠牲者	767	—	—	—
総　計	28,707,638	1,113,746	238,584	3,064

（単位：百万円）

出					
付					
災害					
現金		年金	失業・雇用対策	家族手当	
年金	年金以外の現金				
—	—	—	—	—	1.(A)
—	—	—	—	—	1.(B)
—	—	—	—	—	2.
—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	3.
—	—	—	—	—	4.
—	—	22,317,937	—	—	5.
—	—	1,673,237	—	—	6.
—	—	16,159,877	—	—	7.
—	—	201,648	—	—	8.
6,072	2,050	—	1,685	—	9.
—	—	46,158	—	—	10.
—	—	243,947	—	—	11.
—	—	—	1,185,411	—	12.
480,911	191,236	—	—	—	13.
—	—	—	—	975,746	14.
3,972	—	1,669,399	—	—	15.
4,075	—	48,651	—	—	16.
6,568	—	4,420,573	—	—	17.
—	—	3,315	—	—	18.
6,484	2,930	—	—	—	19.
16,812	3,986	—	—	—	20.
6,989	115	—	—	—	21.
—	—	30,951	—	—	22.
—	—	42,163	—	—	23.
—	—	1,877	—	—	24.
—	—	—	—	—	25.
—	—	—	—	546,774	26.
—	—	881,922	—	—	27.
531,883	200,316	47,741,652	1,187,096	1,522,520	

第９表　平成19年度社会保障費用　③

	支給			
	介護対策		その他	
	現物	現金	医療以外の現物	現金
社会保険				
1.健康保険				
(A)政府管掌健康保険	—	—	—	5,959
(B)組合管掌健康保険	—	—	—	4,518
2.国民健康保険	—	—	—	37,143
退職者医療制度（再掲）	—	—	—	—
3.老人保健	—	—	—	—
4.介護保険	6,106,666	198,636	—	—
5.厚生年金保険	—	—	—	—
6.厚生年金基金等	—	—	—	—
7.国民年金	—	—	—	—
8.農業者年金基金等	—	—	—	—
9.船員保険	—	2	—	488
10.農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
11.日本私立学校振興・共済事業団	—	—	—	1,395
12.雇用保険	—	1,572	—	—
13.労働者災害補償保険	—	—	—	—
家族手当				
14.児童手当	—	—	76,687	—
公務員				
15.国家公務員共済組合	—	62	—	3,094
16.存続組合等	—	—	—	—
17.地方公務員等共済組合	—	853	—	5,069
18.旧令共済組合等	—	—	—	—
19.国家公務員災害補償	—	—	—	—
20.地方公務員等災害補償	—	—	—	—
21.旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—
22.国家公務員恩給	—	—	—	—
23.地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
24.公衆衛生	2,291	—	16,136	1
公的扶助及び社会福祉				
25.生活保護	62,576	—	—	1,228,106
26.社会福祉	—	—	2,276,494	46,507
戦争犠牲者				
27.戦争犠牲者	—	—	513	109,196
総　計	6,171,533	201,124	2,369,830	1,441,476

（単位：百万円）

出					
付					
計	管理費	運用損失	その他	小　計	
4,233,524	61,392	—	136,805	4,431,721	1.(A)
3,283,962	126,748	—	543,289	3,953,999	1.(B)
8,801,754	258,282	—	1,684,241	10,744,277	2.
2,990,741	—	—	—	2,990,741	
10,280,712	—	—	44,566	10,325,278	3.
6,305,302	213,030	—	215,993	6,734,325	4.
22,317,937	81,531	4,870,468	72,087	27,342,023	5.
1,673,237	138,744	4,191,294	17,309	6,020,583	6.
16,159,877	135,020	290,392	60,352	16,645,641	7.
201,648	10,131	352,604	66,216	630,599	8.
33,480	1,290	—	1,597	36,367	9.
46,158	2,005	—	692,101	740,263	10.
348,751	4,022	—	1,221	353,994	11.
1,307,778	117,544	—	404,548	1,829,870	12.
899,388	45,310	—	160,286	1,104,983	13.
1,052,433	1,932	—	8,904	1,063,269	14.
1,913,427	24,867	—	2,179	1,940,472	15.
52,726	1,134	—	2	53,863	16.
5,162,905	36,840	—	1,376	5,201,120	17.
4,895	241	—	5,300	10,436	18.
13,083	—	—	—	13,083	19.
27,846	1,695	—	637	30,178	20.
7,203	—	—	36	7,238	21.
30,951	114	—	—	31,065	22.
42,163	—	—	—	42,163	23.
474,965	2,010	—	59,562	536,538	24.
2,603,274	38,673	—	—	2,641,947	25.
3,158,689	17,106	—	96,342	3,272,138	26.
992,398	6,492	—	—	998,890	27.
91,430,462	1,326,154	9,704,758	4,274,949	106,736,323	

第９表　平成19年度社会保障費用　④

（単位：百万円）

	支出		収支差	
	他制度への移転	支出合計		
社会保険				
1.健康保険				
(A)政府管掌健康保険	3,481,388	7,913,108	△ 124,762	1.(A)
(B)組合管掌健康保険	2,815,836	6,769,835	507,909	1.(B)
2.国民健康保険	3,182,565	13,926,842	112,012	2.
退職者医療制度（再掲）	−	2,990,741	561,584	
3.老人保健	−	10,325,278	258,434	3.
4.介護保険	588	6,734,912	192,645	4.
5.厚生年金保険	12,711,188	40,053,212	△ 5,573,862	5.
6.厚生年金基金等	−	6,020,583	△ 4,418,392	6.
7.国民年金	2,354,383	19,000,024	817,516	7.
8.農業者年金基金等	−	630,599	△ 2,123	8.
9.船員保険	26,913	63,279	4,658	9.
10.農林漁業団体職員共済組合	−	740,263	0	10.
11.日本私立学校振興・共済事業団	268,113	622,107	84,862	11.
12.雇用保険	−	1,829,870	908,248	12.
13.労働者災害補償保険	−	1,104,983	327,716	13.
家族手当				
14.児童手当	−	1,063,269	31,182	14.
公務員				
15.国家公務員共済組合	685,466	2,625,938	56,875	15.
16.存続組合等	256,033	309,895	421,707	16.
17.地方公務員等共済組合	1,895,682	7,096,802	423,955	17.
18.旧令共済組合等	−	10,436	0	18.
19.国家公務員災害補償	−	13,083	0	19.
20.地方公務員等災害補償	−	30,178	0	20.
21.旧公共企業体職員業務災害	−	7,238	0	21.
22.国家公務員恩給	−	31,065	0	22.
23.地方公務員恩給	−	42,163	0	23.
公衆保健サービス				
24.公衆衛生	−	536,538	0	24.
公的扶助及び社会福祉				
25.生活保護	−	2,641,947	0	25.
26.社会福祉	−	3,272,138	0	26.
戦争犠牲者				
27.戦争犠牲者	−	998,890	0	27.
総　　計	27,678,154	134,414,477	△ 5,971,421	

（注）

1. 第9表については、各制度の年報等による平成19年度決算の数値を、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類に従って単純集計したものである。
2. 「老人保健」は、医療、特定療養費の支出及び老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費の支出に関するもののみを計上しており、これらを除く保健事業に関するものは「公衆衛生」に計上している。
3. 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。
4. 厚生年金保険及び国民年金の資産収入は、「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書（平成19年度）」中、年金積立金の運用実績（承継資産の損益を含む場合）を参照して計上している。
5. 厚生年金基金等は、石炭鉱業年金基金を含む。
6. 農業者年金基金等は、国民年金基金を含む。
7. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたが、職域加算部分（3階部分）の給付については、農林漁業団体職員共済組合から支給されている。
8. 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。
9. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
10. 平成9年4月より「旧公共企業体職員共済組合」は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金に統合されたが、一部年金給付については、「16.存続組合等」に引き継がれている。
11. 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。
12. 「失業・雇用対策」には高年齢雇用継続給付等を含む。

備考　社会保障費用の項目説明

1. 収入項目

(1) 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等。

(2) 他制度からの移転：政府管掌健康保険が組合管掌健康保険及び国民健康保険から受ける日雇拠出金、国民健康保険が医療保険各制度から受ける退職者医療分にかかる療養給付費交付金、老人保健が医療保険各制度から受ける医療費拠出金。国民年金が年金保険制度から受け取る基礎年金拠出金、年金保険各制度が国民年金から受ける基礎年金交付金、介護保険が各健康保険の拠出によって支払基金より移転される交付金等。

(3) その他の収入：受取延滞金、損害賠償金、手数料、繰入金、繰越金、雑収入等。

2. 支出項目

(1) 管理費：業務取扱費、事務費、事務所費、総務費、基金運営費、業務委託費、組合会費、旅費等。

(2) 運用損失：決算時点で生じた積立金等の評価損等。

(3) その他の支出：支払基金事務費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、営繕費、組合債費、保険料等還付金等。

(4) 他制度への移転：医療保険各制度から日雇特例、退職者医療及び老人保健への拠出金。年金保険各制度の国民年金に対する基礎年金拠出金、国民年金の年金保険各制度に対する基礎年金交付金、各健康保険から拠出される介護納付金等。

第１０表　社会保障財源の項目別推移

年度	被保険者拠出	割合	事業主拠出	割合	公費負担	割合	国庫負担	割合
1951(昭和26)	568	28.1	578	28.6	738	36.5	478	23.6
1954(　29)	1,047	23.7	912	20.7	2,238	50.7	1,768	40.0
1957(　32)	1,383	23.7	2,649	45.4	1,415	24.2	1,068	18.3
1960(　35)	2,430	26.2	3,860	41.7	2,288	24.7	1,897	20.5
1961(　36)	3,038	26.3	3,514	30.4	4,053	35.1	3,629	31.4
1962(　37)	3,633	26.7	4,227	31.0	4,521	33.2	4,019	29.5
1963(　38)	4,282	26.2	5,119	31.3	5,439	33.3	4,815	29.4
1964(　39)	5,031	26.3	5,921	30.9	6,415	33.5	5,570	29.1
1965(　40)	6,475	27.0	7,293	30.4	7,792	32.5	6,798	28.3
1966(　41)	7,750	26.9	8,680	30.1	8,946	31.0	7,801	27.0
1967(　42)	8,814	26.1	10,213	30.2	10,303	30.5	9,023	26.7
1968(　43)	10,580	26.5	11,854	29.7	12,065	30.2	10,607	26.6
1969(　44)	13,205	29.2	13,992	30.9	13,588	30.0	11,964	26.4
1970(　45)	15,558	28.5	17,043	31.2	16,420	30.0	14,425	26.4
1971(　46)	18,638	28.7	20,743	31.9	18,481	28.4	16,285	25.1
1972(　47)	21,779	28.0	24,242	31.1	23,097	29.7	20,041	25.7
1973(　48)	26,906	27.4	30,131	30.7	30,933	31.5	26,701	27.2
1974(　49)	37,219	27.6	41,415	30.7	42,939	31.8	37,238	27.6
1975(　50)	44,238	26.4	50,826	30.4	55,421	33.1	48,519	29.0
1976(　51)	52,368	26.1	60,324	30.1	66,306	33.1	58,334	29.1
1977(　52)	62,801	26.7	70,687	30.1	77,090	32.8	68,003	28.9
1978(　53)	71,177	26.4	79,081	29.3	90,384	33.5	80,040	29.7
1979(　54)	78,591	26.4	86,247	28.9	100,626	33.7	89,031	29.9
1980(　55)	88,844	26.5	97,394	29.1	110,409	32.9	97,936	29.2
1981(　56)	100,214	26.8	109,937	29.4	119,044	31.8	105,794	28.3
1982(　57)	107,434	26.8	117,678	29.4	125,474	31.3	111,839	27.9
1983(　58)	112,755	26.9	124,646	29.7	125,642	29.9	111,057	26.5
1984(　59)	118,918	26.7	132,208	29.7	130,998	29.4	115,417	25.9
1985(　60)	131,583	27.1	144,363	29.7	137,837	28.4	117,880	24.3
1986(　61)	136,729	26.7	155,063	30.3	142,732	27.9	119,920	23.4
1987(　62)	143,348	26.9	161,273	30.2	145,054	27.2	121,474	22.8
1988(　63)	151,122	26.4	171,707	30.0	162,482	28.4	137,404	24.0
1989(平成元)	163,037	27.0	188,134	31.2	152,740	25.3	127,420	21.1
1990(　2)	184,985	27.9	210,206	31.7	161,495	24.3	134,559	20.3
1991(　3)	200,343	28.3	224,342	31.7	169,780	24.0	141,106	19.9
1992(　4)	208,474	28.2	234,789	31.8	180,154	24.4	147,363	19.9
1993(　5)	216,892	28.2	242,599	31.6	187,637	24.4	153,403	20.0
1994(　6)	225,468	28.3	249,454	31.3	194,031	24.4	156,934	19.7
1995(　7)	244,146	28.7	268,075	31.5	207,080	24.3	165,683	19.5
1996(　8)	252,511	29.0	274,649	31.5	212,423	24.4	168,348	19.3
1997(　9)	262,394	29.1	285,840	31.7	216,606	24.0	171,127	19.0
1998(　10)	263,358	29.5	286,449	32.1	218,920	24.5	171,697	19.2
1999(　11)	261,087	26.9	284,271	29.3	245,612	25.3	195,064	20.1
2000(　12)	266,589	29.6	283,106	31.4	250,706	27.8	197,066	21.9
2001(　13)	274,720	30.4	286,537	31.7	265,401	29.4	207,075	22.9
2002(　14)	274,731	31.1	284,054	32.2	266,007	30.2	205,520	23.3
2003(　15)	273,797	26.1	272,505	26.0	275,845	26.3	211,416	20.2
2004(　16)	275,285	27.9	262,256	26.6	286,525	29.0	216,488	21.9
2005(　17)	283,469	24.1	263,603	22.5	297,256	25.3	219,857	18.7
2006(　18)	292,169	28.0	269,847	25.9	303,439	29.1	218,703	21.0
2007(　19)	296,730	29.5	272,010	27.1	310,368	30.9	221,900	22.1

（注）

1. 第10表は、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く部分）に従って算出したものである。但し、「社会保障特別税」はわが国では存在しないため表示していない。
2. 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費」の合計である。また、「他の公費」とは地方自治体の負担を示す。但し、地方自治体の負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は含まない。
3. 国民健康保険の共同事業支出金等について精査を行い、これまで「公費負担」の「他の公費」に含まれていた収入を「その他」に計上し直したため、過去に遡って必要な改訂を行った。

（単位：億円、割合％）

他の公費	割合	資産収入	割合	その他	割合	合計
260	12.9	22	1.1	117	5.8	2,023
470	10.6	96	2.2	124	2.8	4,417
346	5.9	148	2.5	245	4.2	5,839
391	4.2	458	4.9	224	2.4	9,260
423	3.7	621	5.4	319	2.8	11,545
502	3.7	787	5.8	448	3.3	13,616
624	3.8	965	5.9	549	3.4	16,353
845	4.4	1,203	6.3	567	3.0	19,137
994	4.1	1,516	6.3	921	3.8	23,996
1,145	4.0	1,938	6.7	1,536	5.3	28,850
1,280	3.8	2,459	7.3	2,030	6.0	33,820
1,457	3.6	3,087	7.7	2,349	5.9	39,933
1,624	3.6	3,925	8.7	536	1.2	45,247
1,995	3.6	4,796	8.8	864	1.6	54,681
2,196	3.4	6,158	9.5	957	1.5	64,978
3,055	3.9	7,535	9.7	1,226	1.6	77,877
4,232	4.3	9,137	9.3	1,095	1.1	98,202
5,701	4.2	11,737	8.7	1,678	1.2	134,988
6,903	4.1	14,641	8.7	2,249	1.3	167,375
7,972	4.0	17,391	8.7	4,094	2.0	200,483
9,086	3.9	20,894	8.9	3,515	1.5	234,987
10,344	3.8	23,815	8.8	5,114	1.9	269,571
11,595	3.9	27,284	9.1	5,502	1.8	298,251
12,473	3.7	32,682	9.7	5,929	1.8	335,258
13,250	3.5	38,830	10.4	6,098	1.6	374,123
13,635	3.4	44,366	11.1	5,841	1.5	400,793
14,585	3.5	49,943	11.9	6,655	1.6	419,642
15,581	3.5	55,581	12.5	7,679	1.7	445,384
19,957	4.1	62,020	12.8	9,970	2.1	485,773
22,812	4.5	68,872	13.4	9,046	1.8	512,442
23,580	4.4	71,981	13.5	11,981	2.2	533,637
25,078	4.4	74,309	13.0	13,443	2.3	573,062
25,320	4.2	77,015	12.8	22,242	3.7	603,167
26,936	4.1	83,580	12.6	23,411	3.5	663,678
28,675	4.1	89,374	12.6	23,900	3.4	707,739
32,791	4.4	90,810	12.3	24,980	3.4	739,207
34,235	4.5	95,171	12.4	26,106	3.4	768,405
37,097	4.7	93,630	11.8	33,124	4.2	795,707
41,397	4.9	98,118	11.5	33,849	4.0	851,268
44,075	5.1	96,594	11.1	35,046	4.0	871,223
45,479	5.0	104,424	11.6	32,115	3.6	901,380
47,223	5.3	89,989	10.1	33,906	3.8	892,622
50,548	5.2	144,381	14.9	35,683	3.7	971,035
53,640	5.9	64,976	7.2	36,209	4.0	901,585
58,326	6.5	43,464	4.8	33,804	3.7	903,926
60,487	6.9	16,124	1.8	41,303	4.7	882,219
64,429	6.2	152,229	14.5	73,117	7.0	1,047,492
70,037	7.1	70,005	7.1	92,262	9.4	986,333
77,399	6.6	188,465	16.1	141,104	12.0	1,173,897
84,736	8.1	87,222	8.4	91,037	8.7	1,043,713
88,468	8.8	20,363	2.0	104,818	10.4	1,004,289

第１１表　社会保障財源の項目別推移（平成15～19年度）

（単位：百万円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合計	104,749,205	98,633,283	117,389,728	104,371,344	100,428,909
Ⅰ 社会保険料	54,630,178	53,754,121	54,707,181	56,201,578	56,874,047
事業主拠出	27,250,489	26,225,584	26,360,251	26,984,723	27,201,033
民間事業主拠出	22,275,300	21,323,333	21,515,951	22,199,162	22,473,874
公的事業主拠出	4,975,189	4,902,251	4,844,301	4,785,562	4,727,159
被保険者拠出	27,379,688	27,528,537	28,346,929	29,216,854	29,673,014
被用者拠出	20,389,369	20,456,230	21,148,942	21,680,537	22,071,216
自営業者及び年金受給者拠出	6,990,319	7,072,308	7,197,987	7,536,317	7,601,798
Ⅱ 公費負担	27,584,500	28,652,463	29,725,620	30,343,881	31,036,771
普通税	27,584,500	28,652,463	29,725,620	30,343,881	31,036,771
国	21,141,553	21,648,791	21,985,706	21,870,251	22,190,015
地方	6,442,947	7,003,671	7,739,914	8,473,630	8,846,756
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
Ⅲ 他の収入	22,245,655	16,006,711	26,034,822	13,925,680	7,814,373
資産収入	15,222,875	7,000,469	18,846,485	8,722,196	2,036,286
その他	7,022,781	9,006,242	7,188,337	5,203,483	5,778,087
Ⅳ 積立金からの受入	288,872	219,988	6,922,106	3,900,205	4,703,718

対前年度比

（単位：％）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合計	18.73	△ 5.84	19.02	△ 11.09	△ 3.78
Ⅰ 社会保険料	△ 2.23	△ 1.60	1.77	2.73	1.20
事業主拠出	△ 4.07	△ 3.76	0.51	2.37	0.80
民間事業主拠出	△ 4.54	△ 4.27	0.90	3.18	1.24
公的事業主拠出	△ 1.89	△ 1.47	△ 1.18	△ 1.21	△ 1.22
被保険者拠出	△ 0.34	0.54	2.97	3.07	1.56
被用者拠出	△ 1.54	0.33	3.39	2.51	1.80
自営業者及び年金受給者拠出	3.33	1.17	1.78	4.70	0.87
Ⅱ 公費負担	3.70	3.87	3.75	2.08	2.28
普通税	3.70	3.87	3.75	2.08	2.28
国	2.87	2.40	1.56	△ 0.53	1.46
地方	6.52	8.70	10.51	9.48	4.40
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
Ⅲ 他の収入	355.45	△ 28.05	62.65	△ 46.51	△ 43.89
資産収入	844.14	△ 54.01	169.22	△ 53.72	△ 76.65
その他	114.64	28.24	△ 20.18	△ 27.61	11.04
Ⅳ 積立金からの受入	△ 66.35	△ 23.85	3,046.59	△ 43.66	20.60

（注）

1. 第11表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く）に従って算出したものである。普通税・目的税の表記はILO分類によるが、公費負担の財源には税以外の収入も含まれている。
2. 国民健康保険の共同事業支出金等について精査を行い、これまで「公費負担」の「地方」に含まれていた収入を「他の収入」の「その他」に計上し直したため、過去に遡って必要な改訂を行った。

参考：機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付および社会福祉の老人福祉サービス等 (注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金および一時金 各種共済組合：遺族年金および一時金 戦争犠牲者：遺族等年金等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金：障害年金および一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金および一時金 公衆衛生：予防接種事故救済給付 社会福祉：特別障害者手当、障害者自立支援給付等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、船員保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 (傷病で休職中の所得保障を含む)	健康保険制度（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、国民健康保険）の療養給付・出産給付、傷病手当金等 各種共済組合：短期（医療）給付・出産給付、休業給付 公衆衛生：予防接種事故救済給付・現金給付等 社会福祉：自立支援医療費 (注) 労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	雇用保険等の育児休業給付、介護休業給付 児童手当 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童福祉サービス（児童保護費、児童健全育成事業等）
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険、船員保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 (注) 雇用継続給付の育児休業給付及び介護休業給付は「家族」に含む (注) 雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	生活保護制度：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：災害見舞金等 (注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む

(注) ILO定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

【付　録】

OECD基準の
社会支出の国際比較

我が国の社会保障給付費は、従来からILO基準でとりまとめられており、過去からの推移をみる上では重要な指標であるが、同基準の諸外国のデータが1996年以降更新されていない。

一方、やや範囲が異なるがOECD基準の社会支出は比較的新しい年次まで諸外国のデータが公表されており、本報告書においても、OECDの推計結果を掲載しているところである。

OECD基準の社会支出は、ILO基準に比べて範囲が広く、施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されている。

OECD基準による我が国の社会支出

OECD基準による我が国の社会支出は、2005年度で96.2兆円である。政策分野別にみると、「高齢」が最も多く45.1兆円（46.9%）、次いで「保健」31.8兆円（33.1%）、「遺族」6.5兆円（6.7%）の順になっている。

参考表1　日本の社会支出の推移

（単位：億円）

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	対前年度伸び率(%)
高齢	339,127 (40.6)	373,521 (43.2)	396,810 (43.9)	419,982 (45.7)	429,076 (46.3)	438,909 (46.7)	451,194 (46.9)	2.8
遺族	58,423 (7.0)	59,814 (6.9)	61,129 (6.8)	61,947 (6.7)	62,780 (6.8)	63,634 (6.8)	64,817 (6.7)	1.9
障害、業務災害、傷病	46,951 (5.6)	46,773 (5.4)	48,632 (5.4)	46,184 (5.0)	47,612 (5.1)	46,540 (5.0)	44,376 (4.6)	△ 4.6
保健	304,066 (36.4)	297,657 (34.4)	305,676 (33.8)	299,071 (32.6)	302,338 (32.6)	306,138 (32.6)	317,950 (33.1)	3.9
家族	31,634 (3.8)	32,418 (3.7)	35,060 (3.9)	36,443 (4.0)	36,585 (3.9)	39,136 (4.2)	40,735 (4.2)	4.1
積極的労働政策	14,291 (1.7)	14,196 (1.6)	14,316 (1.6)	14,400 (1.6)	14,888 (1.6)	13,655 (1.5)	12,775 (1.3)	△ 6.4
失業	31,651 (3.8)	30,648 (3.5)	31,217 (3.5)	28,926 (3.1)	22,201 (2.4)	17,664 (1.9)	16,859 (1.8)	△ 4.6
住宅	(−)	(−)	(−)	(−)	− (−)	− (−)	− (−)	−
生活保護その他	9,512 (1.1)	9,788 (1.1)	10,368 (1.1)	11,346 (1.2)	12,199 (1.3)	13,341 (1.4)	13,285 (1.4)	△ 0.4
合計	835,655 (100.0)	864,814 (100.0)	903,207 (100.0)	918,300 (100.0)	927,680 (100.0)	939,018 (100.0)	961,991 (100.0)	2.4
国民所得比	22.9%	23.3%	25.0%	25.8%	25.9%	25.8%	26.3%	0.49
国内総生産比	16.7%	17.2%	18.3%	18.7%	18.8%	18.8%	19.1%	0.28

（注）
1. （　）内は構成割合である。
2. 国民所得比と国内総生産比の対前年度伸び率欄は、対前年度増加分（単位：%ポイント）である。
（資料）OECD Social Expenditure Database 2008ed. による。

OECD基準の社会支出の国際比較

諸外国の社会支出を対国内総生産比でみると、我が国は、アメリカよりは大きいがヨーロッパ諸国に比べると小さくなっている。同時に（潜在的）国民負担率についても同様の傾向がみられる。（参考図1）

参考図1　社会支出と（潜在的）国民負担率の国際比較（2005年）

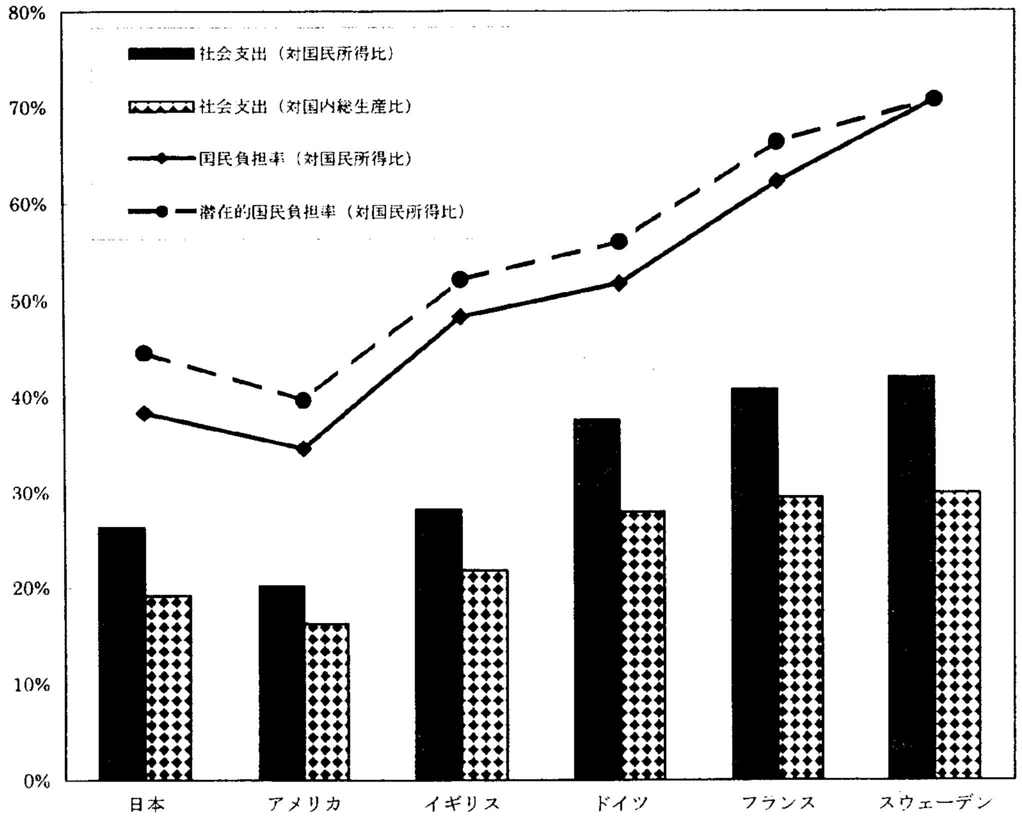

参考表2　社会支出と（潜在的）国民負担率の国際比較（2005年）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
社会支出(対国民所得比)	26.29%	20.10%	28.16%	37.51%	40.63%	41.90%
社会支出(対国内総生産比)	19.12%	16.27%	21.79%	27.89%	29.39%	29.85%
国民負担率(対国民所得比)	38.3%	34.5%	48.3%	51.7%	62.2%	70.7%
潜在的国民負担率(対国民所得比)	44.6%	39.6%	52.1%	56.0%	66.3%	70.7%

(注)(潜在的)国民負担率には社会保障以外の負担も含む。
(資料) OECD Social Expenditure Database 2008ed. による。
(SOCX, www.oecd.org/els/social/expenditure)
日本の国民所得及び国内総生産については、内閣府経済社会総合研究所「平成21年版国民経済計算年報」による（以下同じ）。（潜在的）国民負担率は、財務省調べ。

参考図2　政策分野別社会支出の構成割合の国際比較（2005年）

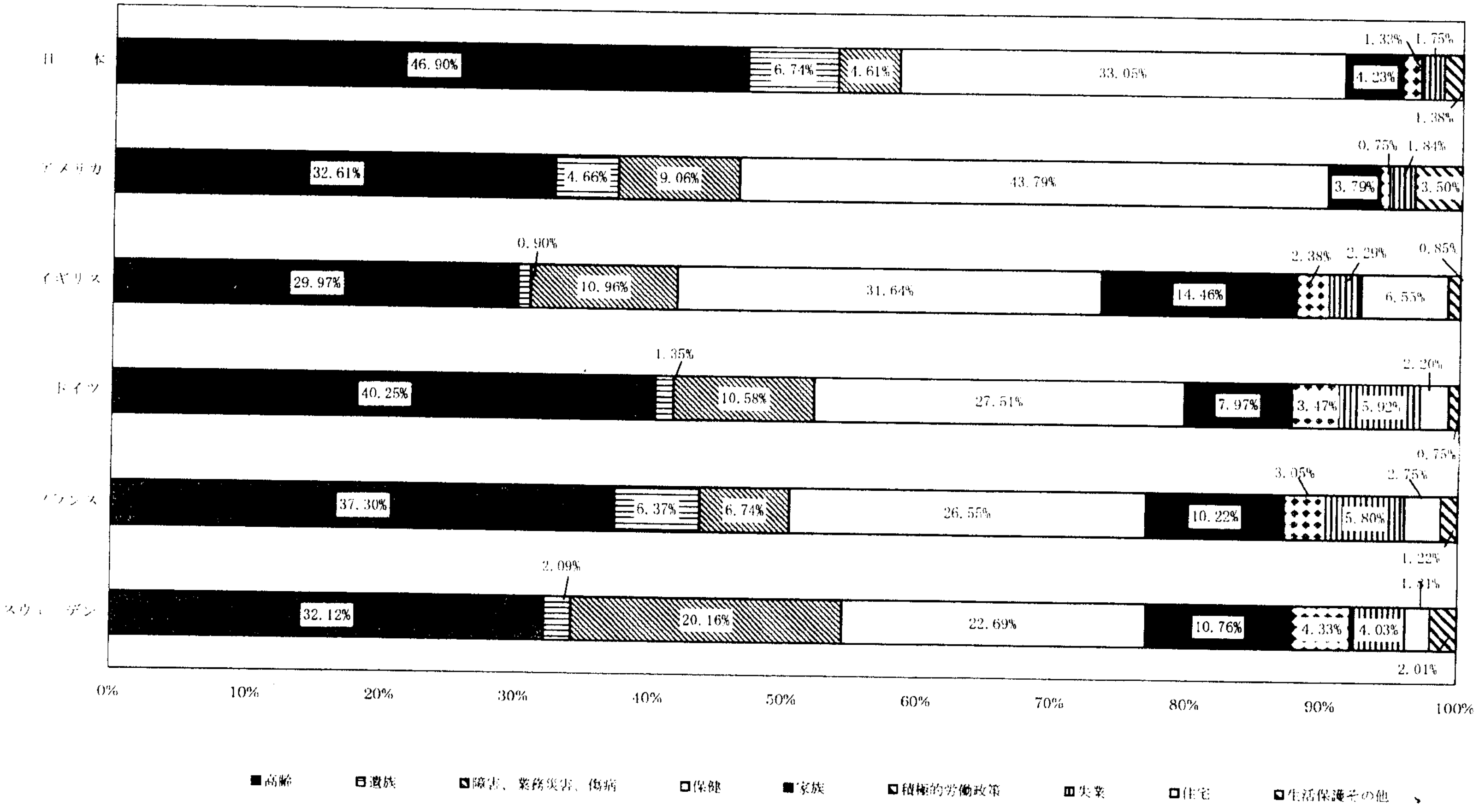

参考表3-1　政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較（2005年）

	高齢	遺族	障害、業務災害、傷病	保健	家族	積極的労働政策	失業	住宅	生活保護その他	合計
日　本	12.33%	1.77%	1.21%	8.69%	1.11%	0.35%	0.46%	-	0.36%	26.29%
アメリカ	6.55%	0.94%	1.82%	8.80%	0.76%	0.15%	0.37%	-	0.70%	20.10%
イギリス	8.44%	0.25%	3.09%	8.91%	4.07%	0.67%	0.64%	1.84%	0.24%	28.16%
ドイツ	15.10%	0.51%	3.97%	10.32%	2.99%	1.30%	2.22%	0.83%	0.28%	37.51%
フランス	15.15%	2.59%	2.74%	10.79%	4.15%	1.24%	2.36%	1.12%	0.50%	40.63%
スウェーデン	13.46%	0.88%	8.45%	9.51%	4.51%	1.81%	1.69%	0.76%	0.84%	41.90%

参考表3-2　政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較（2005年）

	高齢	遺族	障害、業務災害、傷病	保健	家族	積極的労働政策	失業	住宅	生活保護その他	合計
日　本	8.97%	1.29%	0.88%	6.32%	0.81%	0.25%	0.34%	-	0.26%	19.12%
アメリカ	5.31%	0.76%	1.47%	7.12%	0.62%	0.12%	0.30%	-	0.57%	16.27%
イギリス	6.53%	0.20%	2.39%	6.90%	3.15%	0.52%	0.50%	1.43%	0.18%	21.79%
ドイツ	11.23%	0.38%	2.95%	7.67%	2.22%	0.97%	1.65%	0.61%	0.21%	27.89%
フランス	10.96%	1.87%	1.98%	7.80%	3.00%	0.89%	1.70%	0.81%	0.36%	29.39%
スウェーデン	9.59%	0.62%	6.02%	6.77%	3.21%	1.29%	1.20%	0.54%	0.60%	29.85%

（注）OECD Social Expenditure Database では、支出だけを集計しており、財源についての集計は行っていない。

参考表4　政策分野別社会支出の項目説明

	OECD定義（注1）	日本の例（注2）
高齢	退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金および一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上。高齢者及び障害者を対象にした住宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上	厚生年金：老齢年金、脱退手当金等 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金、外国人脱退一時金等 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 船員保険：老齢年金 介護保険：介護サービス等諸費、支援サービス等諸費 社会福祉：老人福祉費等 生活保護：介護扶助 各種共済組合：退職共済年金、退職一時金等 各種恩給
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金、死亡一時金等 船員保険：遺族年金、葬祭料 各種共済組合：遺族年金、死亡一時金等、埋葬料等 戦争犠牲者：遺族等年金等 政管健保、組合健保：埋葬料等 国保：葬祭諸費 船員保険：葬祭料等 （注）遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「業務災害補償」に含む
障害、業務災害、傷病	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などをここに計上	厚生年金：障害年金、一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金、傷害一時金、傷病手当金、休業手当金 社会福祉：特別障害者手当等給付費負担金、身体障害者保護費、社会福祉諸費、在宅福祉事業費等 国家公務員災害補償：休業補償、介護補償 地方公務員等災害補償：休業補償、介護補償 旧公共企業体職員業務災害：休業補償 労働者災害補償保険：休業補償、傷害一時金、施設整備費等 船員保険：業務災害関連給付、傷病手当金 政管健保、組合健保：傷病手当金等 公衆衛生：保健衛生諸費（ハンセン病療養所費補助金、エイズ予防対策事業委託費等）
保健	医療の現物給付をここに計上。OECD Health data fileの公的医療支出の数値をここに援用（治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない）	OECD, Health Data 2008の公的支出総額より、（財）医療経済研究機構推計による介護保険医療系サービス費（「高齢」に計上）と補装具費（「障害、業務災害、傷病」に計上）を控除
家族	家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上 就学前教育費(2007ed.より追加)	児童手当：給付、児童育成事業費等 社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費 政管健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等 各種共済組合、船員保険：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 就学前教育費（OECD図表で見る教育より就学前教育費のうち公費）
積極的労働政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む	雇用保険3事業（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業）に係る支出及び一般会計より支出される公共雇用サービス（職業案内）等に係る支出
失業	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働政策」に含まれる	雇用保険特別会計と船員保険から支出される失業等給付費 ただし育児休業給付と介護休業給付は「家族」に含まれる また教育訓練給付は積極的労働政策に含まれる
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすために給付を計上	住宅支出を代表する統計数値が未整備なため不計上 （住宅扶助については、生活保護その他に計上）
生活保護その他（注3）	上記に含まれないが社会的給付が行われている場合を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付	生活保護：生活扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助 社会福祉：災害救助関係給付、婦人保護費 公衆衛生：原爆被爆者への給付

（注）

1. OECD定義とはOECD Social Expenditure Database の基準である。
2. 日本の例は2005年時点の制度である。
3. OECDの英語表示で最後の政策分野は「他の社会政策分野」となっているが、邦訳では最も代表的な制度として生活保護を代表させた。

第２０回社会保障審議会	参考資料２
平成２２年2月２３日	

緊急雇用対策

緊急雇用対策

平成 21 年 10 月 23 日
緊 急 雇 用 対 策 本 部

目　次

Ⅰ．基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１．基本認識
２．３つの視点

Ⅱ．具体的な対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

１．緊急的な支援措置
（１）緊急支援アクションプラン
—「貧困・困窮者、新卒者支援」・・・・・・・・・・・・・・・3
（２）雇用維持支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（３）中小企業の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（４）女性の就労支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
２．「緊急雇用創造プログラム」の推進
（１）３つの重点分野におけるプログラムの推進・・・・・・・・・・8
（２）雇用創造のための既存施策・予算の活用・・・・・・・・・・・11

Ⅲ．対策の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

（別紙）「緊急雇用対策」の具体的施策・・・・・・・・・・・・・・・15

緊急雇用対策

Ⅰ．基本的な方針

1．基本認識

・ 我が国の経済は、最悪期を脱したものの、経済成長の基盤が脆弱であるなど厳しい状況にある。とくに、雇用情勢は非常に厳しく、失業率は今年7月に過去最高の5.7％に達した後、8月に5.5％に低下したものの依然として厳しい状況にあり、今後悪化する懸念もある。また、景気が回復しても、「雇用なき景気回復（ジョブレス・リカバリー）」となるのではないかと懸念する声もあり、今後の事態の推移に予断は許されない。

・ 鳩山政権が目指す「国民一人ひとりが安全と安心、生きがいを実感できる社会」を実現する上で最も重要な基盤となるのは、雇用の確保である。このため、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、「緊急雇用対策」を実施する。

2．3つの視点

鳩山政権の雇用対策は、以下の3つの視点に立つ。

（1）情勢に即応して「機動的」に対応する

―急がれる対策を早急に実施する

・ 経済雇用情勢は刻々と変化する。このため、情勢変化を迅速に把握し、必要かつ有効な雇用対策を機動的に講じる。今回の対策は、現下の情勢に対応し、急がれる対策を早急に実施するも

のである。

・ 今後の情勢について引き続き細心の注意を払い、その推移によっては、政治主導により果断に対応する。

(2)「貧困・困窮者、新卒者への支援」を最優先する

—最優先課題として、最も困っている人を全力で支援する

・ 経済雇用情勢の悪化の影響は、経済的・社会的に弱い立場にある人々にしわ寄せされる形で最も大きく現れる。具体的には、貧困・困窮状態にある求職中の離職者や非正規労働者、女性であり、さらには来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒である。こうした求職中の貧困・困窮者や新卒者への支援は緊急を要しており、雇用維持努力への支援や中小企業支援とあわせて、最優先課題として全力で取り組む。

(3)「雇用創造」に本格的に取り組む

—未来の成長分野を中心に、政策を総合的に推進

・ 内需主導の経済成長を目指す観点から、未来の成長分野として期待される「介護」、「農林」等の分野や NPO、社会的企業が参加した「地域社会雇用」の創造に取り組む。これらの分野での新たな就業や雇用情勢が悪化した他の産業分野からの転職・転業を支援するため、職業訓練、とくに「働きながら職業能力を高めること」を重視した「積極的労働政策」を本格的に展開するとともに、「産業政策」や「文教政策」と連動した取組を推進する。

Ⅱ．具体的な対策

※詳しい内容は別紙参照

1．緊急的な支援措置

（1）緊急支援アクションプラン
―「貧困・困窮者、新卒者支援」

＜貧困・困窮者支援＞

（目標）今年の年末年始に、求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにする。

（アクションプランの内容）

①平成21年後半（6月～12月）に雇用保険受給期間が切れる受給者数（推計を含む）の把握

②利用者の視点に立った情報提供・広報の展開

・「緊急人材育成支援事業」、「住宅手当」等各種支援策の分かりやすい広報

③実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化

※ワンストップ・サービス；国、地方自治体等の関係機関の協力の下、利用者が、一つの窓口で必要な各種支援サービス（雇用・住居・生活支援）の相談・手続ができるようにする。

(ア)「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

・11月下旬に東京、大阪、愛知等において試行実施した後、定期開催・年末年始の開催を検討

(イ)ハローワークの雇用支援機能の強化

(ウ)「求職者総合支援センター」とハローワークの連携

(エ)年末年始の生活総合相談

・年末年始の生活や居住場所の確保等の支援

・ハローワーク職員による出張相談等の検討

(オ)ハローワークにおける公的賃貸住宅情報の提供

・地方自治体等の協力を得て、離職者が利用可能な公的賃貸住宅情報を提供

④「きめ細かな支援策」の展開

(ア)「緊急人材育成支援事業」の訓練メニュー・実施者の新規開拓

・教育訓練機関に加え、地域の企業、社会福祉法人、NPO等の参加により、情報処理技術、介護・福祉・医療等の分野を中心に年内に約5万人分の確保

・地域のニーズに応じた訓練コースの設定

(イ)「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った貧困・困窮者支援施策の強化

・「住宅手当」「つなぎ特別融資」「総合支援貸付」の適正な運用の徹底

・住宅の確保

・「就職安定資金融資」「住宅手当」の円滑な実施のための宅地建物取引業者による民間賃貸住宅のあっせん、地域住宅交付金を活用した民間賃貸住宅への家賃助成等の取組の推進

(ウ)関連施策の展開

・住宅ローンの借入者に対する金融の円滑化を通じた生活の安定化を図るための施策の策定・推進（臨時国会に法案提出）

・社宅や寮に入居している派遣労働者について、離職後も引き続き一定期間の入居が可能となるよう、企業に対して要請

・日本司法支援センターにおける民事法律扶助事業の利用の促進

・ハローワークの協力を得て開設する相談窓口における地域自殺対策緊急強化基金等を活用した求職者等に対する心の健康相談、生活支援相談等の実施

(エ)生活保護制度の運用改善

⑤その他、求職者の貧困・困窮者が安心して生活が送れるようにするために必要な施策を引き続き検討

（アクションプランの進め方）

①国の取組

・国に設置した「緊急支援アクションチーム（後述）」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

②地域における取組

・関係地方自治体の協力を得て、東京都及び政令市等において、ハローワーク、地方自治体・関係団体等が連携して具体的な取組を推進する。

＜新卒者支援＞

（目標）来春以降の新卒者の就職を支援し、第二の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

（アクションプランの内容）

①新卒者の就職支援態勢の強化

(ｱ)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備

・支援態勢強化のため、就職支援の専門職をハローワークに緊急配備

(ｲ)大学等の就職支援の充実

・就職相談窓口の充実（キャリアカウンセラーの配置など）、女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進、大学における職業指導（キャリアガイダンス）の制度化

②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消
－「就活支援キャンペーン（仮称）」の展開－

(ｱ)求人・求職、内定関連情報の収集・提供

(ｲ)学生を対象とした合同就職説明会等の実施

(ｳ)企業に対する求人拡大への要請

(ｴ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし

・「雇用創出企業」をとりまとめ、公表（年明け予定）

③「４月就職以外の道」の選択の支援

(ｱ)企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請

(ｲ)学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

④新卒無業者への第２セーフティネットの活用

（アクションプランの進め方）

①国の取組

・国に設置した「緊急支援アクションチーム（後述）」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

②地域における取組

・関係地方自治体・関係団体の協力を得て、地域の学校・ハローワーク・産業界が一体となって具体的な取組を推進する。

（２）雇用維持支援の強化

①雇用調整助成金の支給要件緩和等

・出向元への復帰後6か月を経ずに行われた再度の出向についても、雇用調整助成金の支給が可能となるよう、支給要件を緩和する。

・支給に要する処理期間（初回申請：2か月以内、2回目以降：1か月以内）の設定と年内中の達成を図る。

・申請様式の改正を行う。

・今後の経済雇用情勢の推移を踏まえ、雇用調整助成金の生産量要件の緩和について、早急に検討する。

②企業間の出向活用による雇用維持支援

・解雇防止と新規雇用の促進のため、出向に関する企業間の情報交流を支援する。そのため、経済産業省及び地方経済産業局等に、出向支援チームを設置し、出向を希望する企業情報の収集・提供を行う。

(3)中小企業の支援

①中小企業で活躍する人材への支援

・中小企業の求める若手人材を育成するための「新・若者挑戦塾」の受講生と中小企業とのマッチング支援の強化や、中小企業の現場に人材をつなげる国内インターンシップ制度の参加者数の拡大

②中小企業の雇用維持・拡大への支援

・雇用の維持・拡大に努めている企業に対する低利融資制度(雇用調整助成金等が支給されるまでの「つなぎ融資」や「セーフティネット貸付」)の活用促進

・中小企業に対する金融の円滑化を通じた事業活動の円滑な遂行及び雇用の安定を図るための施策の策定・推進(臨時国会に法案提出)

(4)女性の就労支援等

・都市部（待機児童を多く抱える地域）における質の高い保育サービス整備を加速する方策の早急な検討

・子育て期の女性や若年層を対象とした地域のセミナー等への就労・再就職支援アドバイザー（仮称）の講師派遣

・女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進（再掲）

・ポスドク等若手研究人材を活用した共同研究プロジェクトの着実な実施と参加した研究人材の就業機会の拡大

2.「緊急雇用創造プログラム」の推進

(1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進

—成長分野における雇用促進のため、「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムの推進等に取り組む

＜介護雇用創造＞

①「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

・求人ニーズが高い介護分野で、働きながら資格取得(介護福祉士、ホームヘルパー2級)ができるよう支援するプログラムを創設

・資格取得のための研修費用の手当及び 1 年又は2年の実践的な雇用経験の付与等を可能にするため、「緊急雇用創出事業」の要件を緩和

・実習免除等の働きながら資格を取ることを容易にするための措置の導入等

・地方自治体に対して、①重点事業としての事業採択と事業の前倒し執行、②介護サービス施設、事業者への積極的な周知を要請

②介護人材確保施策の推進

・全国地域包括ケア推進会議の設置、介護職員処遇改善交付金の周知を通じた介護職員の処遇改善

・「福祉人材コーナー」をはじめとして全国のハローワークで介護分野の求人開拓を重点実施、助成金や職業訓練を活用した介護分野の人材確保・定着

③介護サービス整備の加速化等

・「介護基盤の緊急整備特別対策事業」による介護基盤整備の推進

・大都市部の自治体の意向を踏まえた認知症対応型グループホームのユニット数の拡大による整備の促進(2ユニットから3ユニットへ)

<グリーン（農林、環境・エネルギー、観光）雇用創造>

①「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラム

（農林水産分野）

・農林水産分野での雇用創出・就業促進の積極的展開、農山漁村の６次産業化―直売所の設置や地域ブランドの立上げ等の取組、農商工連携の担い手たる人材育成のための研修強化（「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」等の活用）

（環境・エネルギー分野）

・住宅用太陽光発電システム施工の無料講習会の拡充による施工人材の育成及び施工ガイドラインの策定

・企業等における省エネ・CO2排出削減を担う人材の育成

・グリーンワーカー事業の対象拡大（生態系保全や外来種対策を事業対象に追加する等）

（観光分野）

・観光産業の人材ニーズの情報提供

・観光人材の育成（「緊急人材育成支援事業」の活用による教育訓練の実施）

・外客誘致促進等の観光立国の実現に向けた施策展開の加速化

②森林・林業再生の推進

(ｱ)緊急的な取組み―「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善等

・「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善（人材養成の重視、施業の集約化の推進等）

・集約化施業・路網整備の推進に向けた森林情報の整備・人材育成等や公共建築物等における木材利用の拡大の推進、地域材の地産地消等による地域における雇用創出（「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用）　等

(ｲ)「森林・林業再生プラン(仮称)」の作成―森林・林業再生に向けた政策の構築

森林・林業の再生に向けた中長期的な政策の方向を明示し、森林・林業を基軸とした雇用の拡大を図るため、「森林・林業再生プラン(仮称)」を、年内を目途に作成し、関連施策を推進する。

③関連施策の推進

・建設企業の成長分野展開支援

・住宅リフォーム市場の活性化、木造住宅の振興

・地域のICT利活用促進

＜地域社会雇用創造＞

○雇用支援分野での「社会的企業」の活用

・新たな雇用の場として、NPOや社会起業家などが参加する「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を推進する。特に、若者など困難に直面する人々を雇用に結びつける雇用支援分野での活用を目指す(「緊急人材育成支援事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の活用)。

※社会的企業；社会的課題の解決を目的とした収益事業に取り組むもの。雇用支援分野ではイタリアの社会的協同組合B型やイギリスのグラウンドワークなどがある。

・NPO 法人等の社会的企業が保育所との連携の下に行う家庭的保育事業の試行的実施(離職者等を雇用して家庭的保育者研修を実施した上で利用者との契約により自宅で乳幼児を保育、安心こども基金を活用して実施)

(2)雇用創造のための既存施策・予算の活用

○「緊急雇用創出事業」等の運用改善と前倒し執行等

・「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」について、以下の観点から運用改善を行うとともに、地方自治体に対する事業前倒し執行の要請や関連制度の活用等を進める。

<事業の運用改善>

(ア)「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム実施のための「緊急雇用創出事業」の運用改善(前述)

(イ)「緊急雇用創出事業」の要件緩和

・現在、雇用期間6か月以内で介護・福祉・教育等の分野に限って1度の更新を可能にしているところ、全ての分野で1度の更新を認める。さらに介護については、雇用期間を1年以内に延長し、1度の更新を可能とする。

・事業費に占める人件費割合、新規雇用の失業者割合を新規雇用失業者の人件費割合2分の1以上に緩和

(ウ)「ふるさと雇用再生特別基金事業」の要件緩和

・事業収益について、事業が継続され、継続して労働者を雇用する場合、委託元への返還を不要とする。

<事業の前倒し執行>

(エ)「緊急雇用創出事業」の事業の前倒し執行等

・地方自治体に対して、上記の運用改善への対応及び緊急雇用創造の観点から、事業の前倒し執行を要請。

<制度の活用等>

(オ)「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムを支える職業能力評価制度(「ジョブ・カード制度」など)の活用

※「ジョブ・カード制度」は、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、フリーター等が正社員となることを支援することを目的としている。

(カ)再就職に効果的な職業訓練の提供の在り方に関する検討

・訓練実施機関等の選定に関し、再就職の成果を上げるインセンティブが働

きやすい方法について検討

(ｷ)地方公共団体への支援

・地方公共団体が実施する緊急雇用対策について、特別交付税により支援する。

Ⅲ. 対策の進め方

(1)対策の推進体制

○緊急雇用対策の推進にあたっては、労働界・産業界をはじめとする国民各層との対話を積極的に進めるとともに、地域において関係者が一体となって取り組めるよう十分配慮する。

①「雇用戦略対話(仮称)」の設置

○「緊急雇用対策」を推進する観点から、雇用戦略に関する重要事項について、内閣総理大臣の主導の下で、労働界・産業界をはじめ各界のリーダーや有識者が参加し、意見交換と合意形成を図ることを目的として設置する。

②「地域雇用戦略会議(仮称)」の設置

○地域における緊急雇用対策の推進母体として、関係自治体、関係機関、労働界、産業界、教育界、NPOなどが参加して設置する(当面、意欲のある地域で先行して設置)。

③緊急雇用対策本部内の推進チーム設置

○本対策の推進のために、緊急雇用対策本部内に、各施策の具体的な実施を推進する実務者等からなる、
①「緊急支援アクションチーム」と
②「緊急雇用創造チーム」の2つを設置する。

(2)国民への情報提供・広報の徹底

○国民一人ひとりが、緊急雇用対策の各施策の趣旨・内容・利用方法を十分理解し、実際に有効に利用できるように、分かりやすい形での情報提供や広報の徹底に努める。

(3)本対策に期待される効果

○今回の対策は、現下の情勢に対応して急がれる取組をできる限り早期に実施するため、新たな予算措置を要しない既存の施策・予算の活用により、緊急に取りまとめるものである。

○ 特に本対策は、年末年始も視野に入れ、貧困・困窮者や新卒者などの方々への支援に、地方自治体や関係団体の協力を得て最優先で取り組み、現場において一人でも多くの方が安心して暮らすことができるようにすることを主眼に置いている。

○ あわせて、未来の成長分野を見据え、雇用創造への取組に着手することとしており、これにより当面の雇用下支え・雇用創出の追加的効果として、21年度末までに10万人程度が期待される。

1．緊急的な支援措置

（別紙）

（1）緊急支援アクションプラン—「貧困・困窮者、新卒者支援」

＜貧困・困窮者支援＞

①平成 21 年後半（6 月～12 月）に雇用保険受給期間が切れる受給者数（推計を含む）の把握

②利用者の視点に立った情報提供・広報の展開

・「緊急人材育成支援事業」、「住宅手当」等各種支援策の分かりやすい広報

③実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化

（ア）「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

・11月下旬に東京、大阪、愛知等において試行実施した後、定期開催・年末年始の開催を検討

（イ）ハローワークの雇用支援機能の強化

・労働局・ハローワークの総力を挙げた戦略的・効果的な求人開拓及び求人充足対策の実施

・ハローワークでの担当者制による中高年齢者に対する手厚い再就職支援の実施

・子育て女性の再就職支援に係る支援機関向け好事例等の収集や母子家庭の母に対するチーム支援機能の強化

・地域における雇用維持・拡大の要請や早期再就職支援など障害者雇用対策の強化

・日本在住の日系人等の方々への訓練の充実や相談体制の強化による外国人労働者支援の強化

（ウ）「求職者総合支援センター」とハローワークの連携

（エ）年末年始の生活総合相談

・年末年始の生活や居住場所の確保等の支援

・ハローワーク職員による出張相談等の検討

（オ）ハローワークにおける公的賃貸住宅情報の提供

・地方自治体等の協力を得て、離職者が利用可能な公的賃貸住宅情報を提供

④「きめ細かな支援策」の展開

（ア）「緊急人材育成支援事業」の訓練メニュー・実施者の新規開拓

・教育訓練機関に加え、地域の企業、社会福祉法人、NPO等の参加により、情報処理技術、介護・福祉・医療等の分野を中心に年内に約5万人分の確保（3．3万人の利用見込み）

　※10月 20 日現在　定員数20，841人

・地域のニーズに応じた訓練コースの設定

（イ）「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った貧困・困窮者支援施策の強化

・「住宅手当」「つなぎ特別融資」「総合支援貸付」の適正な運用の徹底

・住宅の確保

・「就職安定資金融資」「住宅手当」の円滑な実施のための宅地建物取引業者による民間賃貸住宅のあっせん、地域住宅交付金を活用した民間賃貸住宅への家賃助成等の取組の推進

（ウ）関連施策の展開

・住宅ローンの借入者に対する金融の円滑化を通じた生活の安定を図るための施策の策定・推進（臨時国会に法案提出）

・社宅や寮に入居している派遣労働者について、離職後も引き続き一定期間の入居が可能となるよう、企業に対して要請

・日本司法支援センターにおける民事法律扶助事業の利用の促進

・ ハローワークの協力を得て開設する相談窓口における地域自殺対策緊急強化基金等を活用した求職者等に対する心の健康相談、生活支援相談等の実施

(エ)生活保護制度の運用改善

⑤その他、求職中の貧困・困窮者が安心して生活が送れるようにするために必要な施策を引き続き検討

＜新卒者支援＞

①新卒者の就職支援態勢の強化

(ア)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備

・ 支援態勢強化のため、就職支援の専門職をハローワークに緊急配備(高卒・大卒就職ジョブサポーターを各都道府県1名以上追加配置)

(イ)大学等の就職支援の充実

・ 就職相談窓口の充実(キャリアカウンセラーの配置など)

―「大学教育・学生支援推進事業」を実施中の大学等に対する事業達成目標の到達度の確認や、取組事例についての周知

・ 女子学生等を対象とした「ライフプランニング支援」の推進

―「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において、特に就職前の女子学生を対象としたきめ細やかな取組を要請

・ 大学における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化

―中教審大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」を踏まえ、法令上、職業指導(キャリアガイダンス)の大学教育への位置づけを明記

・ 内定取消し防止に向けた企業指導の徹底

―平成21年1月に施行された企業名公表制度や「新規学校卒業者の採用に関する指針」等の一層の周知及び採用内定取消しを行おうとする事業主に対する回避等についての指導等の徹底

②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消－「就活支援キャンペーン(仮称)」の展開－

(ア)求人・求職、内定関連情報の収集・提供

(イ)学生を対象とした合同就職説明会等の実施

(ウ)企業に対する求人拡大への要請

(エ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし

・ 「雇用創出企業」をとりまとめ、公表(年明け予定)

―関係省庁が連携して、ものづくりやサービス業、農業、運輸業等の分野において、採用意欲があり、かつ人材育成に優れる企業について、関係機関を総動員して掘り起こし、若年層、特に新卒者に対する情報発信を実施

③「4月就職以外の道」の選択の支援

(ア)企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請

(イ)学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

④新卒無業者への第2セーフティネットの活用

(2)雇用維持支援の強化

①雇用調整助成金の支給要件緩和等

- 出向元への復帰後6か月を経ずに行われた再度の出向についても、雇用調整助成金の支給が可能となるよう、支給要件を緩和する
- 支給に要する処理期間(初回申請:2か月以内、2回目以降:1か月以内)の設定と年内中の達成を図る。
- 申請様式の改正を行う。
- 今後の経済雇用情勢の推移を踏まえ、雇用調整助成金の生産量要件の緩和について、早急に検討する。
- 現行の船員に係る雇用調整助成金の継続的な運用(船員に対する助成金による支援の円滑な実施等)

②企業間の出向活用による雇用維持支援

- 解雇防止と新規雇用の促進のため、出向に関する企業間の情報交流を支援

—経済産業省及び地方経済産業局等に、出向支援チームを設置し、出向を希望する企業情報の収集・提供を行う

(3)中小企業支援

①中小企業で活躍する人材への支援

- 中小企業の求める若手人材を育成するための「新・若者挑戦塾」の受講生と中小企業とのマッチング支援の強化

—魅力的な企業の現場視察、若手人材を求める企業を招いての会社説明会、座学、演習などを合宿型で行う「新・若者挑戦塾」の受講者を中小企業に橋渡しし、実際の就労につなげる。

- 中小企業の現場に人材をつなげる国内インターンシップ制度の参加者数の拡大

—中小企業における現場の魅力を実際に体験し、就業に結びつけるインターンシップ事業における参加者数の拡大

②中小企業の雇用維持・拡大の支援

- 雇用の維持・拡大に努めている企業に対する低利融資制度(雇用調整助成金等が支給されるまでの「つなぎ融資」や「セーフティネット貸付」)の積極的な活用促進

—雇用調整助成金等が支給されるまでの「つなぎ融資」の積極的活用:雇用調整助成金等に係る実施計画の届出を受理された中小企業に対し、日本政策金融公庫等による低利融資が受けられる制度(地域活性化・雇用促進資金)について、引き続き積極的な活用を促進

—セーフティネット貸付の積極的活用:日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付(うち、経営環境変化対応資金・金融環境変化対応資金)を活用する中小企業のうち、雇用の維持・拡大に努める中小企業に対し、基準利率からの0.1%金利引下げ措置の活用を、引き続き積極的に促進

- 中小企業に対する金融の円滑化を通じた事業活動の円滑な遂行及び雇用の安定を図るための施策の策定・推進(臨時国会に法案提出)

(4)女性の就労支援等

- 都市部(待機児童を多く抱える地域)における質の高い保育サービス整備を加速する方策の早急な検討
- 子育て期の女性や若年層を対象とした地域のセミナー等への就労・再就職支援アドバイザー(仮称)の講師派遣
- 女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進(再掲)
- ポスドク等若手研究人材を活用した共同研究プロジェクトの着実な実施と参加した研究人材の就業機

会の拡大

—地域における優れた技術や潜在力を活用していくため、ポスドク等の研究人材について、大学・公的研究機関・民間企業・自治体等が連携して行う共同研究プロジェクトへの従事等の実践的な教育を施し、育成を図る

- 偽装請負、派遣契約の中途解除の防止など、法令遵守に向けた指導監督の徹底
- 事業主への働きかけや助成金の活用による他産業への失業なき労働移動の促進

2.「緊急雇用創造プログラム」の推進

(1)3つの重点分野におけるプログラムの推進

＜介護雇用創造＞

①「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

- 求人ニーズが高い介護分野で、働きながら資格取得(介護福祉士、ホームヘルパー2級)ができるよう支援するプログラムを創設
- 資格取得のための研修費用の手当及び1年又は2年の実践的な雇用経験の付与等を可能にするため、「緊急雇用創出事業」の要件を緩和
- 実習免除等の働きながら資格を取ることを容易にするための措置の導入等
- 地方自治体に対して、①重点事業としての事業採択と事業の前倒し執行、②介護サービス施設、事業者への積極的な周知を要請

②介護人材確保施策の推進

- 全国地域包括ケア推進会議の設置、介護職員処遇改善交付金の周知を通じた介護職員の処遇改善
- 主要なハローワークに設置している「福祉人材コーナー」をはじめとして全国のハローワークで介護分野の求人開拓を重点実施
- 助成金や職業訓練を活用した介護分野の人材確保・定着

③介護サービス整備の加速化等

- 「介護基盤の緊急整備特別対策事業」による介護基盤整備の推進
- 大都市部の自治体の意向を踏まえた認知症対応型グループホームのユニット数の拡大による整備の促進(2ユニットから3ユニットへ)
- 高齢者の地域生活を支援する者を養成(「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用)

＜グリーン(農林、環境・エネルギー、観光)雇用創造＞

①「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラム

(農林水産分野)

○ 以下の事項について「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」等を活用し実施するとともに、これら事業の運用について通知を発出し、生産現場での活用を促進

- 農林水産分野での雇用創出・就業促進の積極的展開
- 耕作放棄地の権利関係の調査、新たな参入者とのマッチング、軽微な農地再生作業等の耕作放棄地再生に向けた取組の実施

・ 農山漁村の6次産業化－直売所の設置や地域ブランドの立上げ等の取組み、農商工連携の担い手たる人材育成のための研修強化

―地域の農林漁業者と中小商工業者との連携により新事業を創出し、雇用の場を拡大するため、農商工連携の担い手たる人材を育成するための研修事業について、より多くの受講希望者に機会を提供すべく対象者数を拡大

○ 農林水産省等と連携したガイダンス及び合同企業面接会の早期実施

（環境・エネルギー分野）

・ 住宅用太陽光発電システム施工の無料講習会の拡充による施工人材の育成及び施工ガイドラインの策定

―住宅用太陽光発電システムの設置には専門的知識が必要なため、施工に係る専門人材育成のための無料講習会を拡充するとともに、施工の手順書となる「施工ガイドライン」を今年度中を目途にまとめる。

・ 企業等における省エネ・CO2排出削減を担う人材の育成

―京都議定書の目標達成等に向け、中小企業や農林業、オフィス・店舗等業務部門などの省エネ・CO2排出削減を加速化することが重要であるが、このため、特に企業OB等を活用し、「エネルギー管理士」等の裾野拡大・質的向上を図るとともに、「国内クレジット制度」等に関する審査・検証・アドバイスに係る人材やそのスタッフ等の育成を図る（必要に応じ「緊急雇用創出事業」や「緊急人材育成支援事業」などの活用を図る）。

・ 環境省が推進するオフセット・クレジット（J-VER）制度の対象となるプロジェクト分野を追加し、中山間地域等における温室効果ガス排出削減・吸収対策の推進とそれを担う人材を育成

・ グリーンワーカー事業の対象拡大（生態系保全や外来種対策を事業対象に追加する等）

（観光分野）

・ 観光産業の人材ニーズの情報提供

・ 観光人材の育成（「緊急人材育成支援事業」の活用による教育訓練の実施）

・ 外客誘致促進、国内旅行促進、観光圏の整備促進等の効果的な施策展開を加速化することで、観光立国を実現し、観光産業の雇用を拡大する。

<u>②森林・林業再生の促進</u>

（ア）緊急的な取組－「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善等

（1）「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善（人材養成の重視、施業の集約化の推進等）

○ 建設業等からの新規参入等に必要な研修の実施及び施業の集約化に向けた取組の強化等以下の所要の運用改善

・ 人材養成の重視

―事業を担う人材養成のため、講師養成研修及び「間伐」、「路網整備」、「境界明確化」、「林業機械の導入」の事業実施主体向け研修を実施

平成22年度から以下を実施

・ 施業の集約化の推進

―都道府県ごとに「集約化等実施計画」を策定

―事業成果の公表

・ 木材加工流通施設・木質バイオマス利用施設等整備の改善

・ 木造公共施設等整備の改善

（2）集約化施業・路網整備の推進に向けた森林情報の整備・人材育成等

○ （1）を前提に、森林吸収目標の達成に向け、必要な間伐等の森林整備を進めつつ、集約化施業や路

網整備を加速化し、利用間伐を拡大。このため、森林の境界・所有者・施業履歴等の情報整備、施業プランナーの活動支援、建設業従事者を活用した路網技術者など必要な人材育成等について、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用を図る

(3) 地域材の地産地消や林業経営者の活動等による地域における緊急の雇用創出等(「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用)

○ 地域材の地産地消に向けた家具、木工品等の製品開発、加工技術、マーケティング等に関する研修・訓練の実施

○ 林業研究グループが行う研修等の補助的業務や林業研究グループの構成員である林業経営者の事業活動の補助的業務に従事しつつ、研修・訓練を実施

(4)その他

・ 公共建築物及び公共土木工事における木材利用の拡大や火力発電所における石炭とチップ等の混焼の拡大に向けた措置を講ずることにより、チップ工場等における雇用を創出し、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用を図る。

(イ) 中長期的な取組―「森林・林業再生プラン(仮称)」の作成

森林・林業の再生に向け、以下の点を理念・目標とした「森林・林業再生プラン(仮称)」を、年内を目途に作成し、関連施策を推進する。

＜理念・目標＞

①森林の多面的機能の持続的発揮

②森林・林業を基軸とした、付加価値の高い地域資源創造型産業の創出

③木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献

④地球温暖化対策と連携した、10 年後の木材生産量

③関連施策の推進

・ 建設企業の成長分野展開支援

―成長分野展開を図ろうとする建設企業の試行的取組に対する支援、相談体制の整備、情報の周知、共有化

―成長分野への展開に必要な教育訓練の支援(建設教育訓練助成金等の活用促進)

・ 住宅リフォーム市場の活性化、木造住宅の振興

・ 地域のICTの利活用促進

＜地域社会雇用創造＞

○ 雇用支援分野での「社会的企業」の活用

・ 地域再生・街づくり、環境・農林、介護・保育、教育・人材、起業支援等の多様な生活関連サービス分野における新たな雇用の場として、NPOや社会起業家などが参加する「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を推進する

・ 特に若者など困難を抱えた人々を労働市場に結びつける雇用支援分野での活用を図る(「緊急人材育成支援事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の活用)

・ NPO 法人等の社会的企業が保育所との連携の下に行う家庭的保育事業の試行的実施(離職者等を雇用して家庭的保育者研修を実施した上で利用者との契約により自宅で乳幼児を保育、安心こども基金を活用して実施)

(2)雇用創造のための既存施策・予算の活用

○「緊急雇用創出事業」等の運用改善と前倒し執行等

<事業の運用改善>

(ア)「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム実施のための「緊急雇用創出事業」の運用改善(前述)

(イ)「緊急雇用創出事業」の要件緩和

- 現在、雇用期間6か月以内で介護・福祉・教育等の分野に限って1度の更新を可能としているところ、全ての分野で1度の更新を認める。さらに介護については、雇用期間を1年以内に延長し、1度の更新を可能とする
- 事業費に占める人件費割合、新規雇用の失業者割合を新規雇用失業者の人件費割合2分の1以上に緩和

(ウ)「ふるさと雇用再生特別基金事業」の要件緩和

- 事業収益について、事業が継続され、継続して労働者を雇用する場合、委託元への返還を不要とする

<事業の前倒し執行>

(エ)「緊急雇用創出事業」の事業の前倒し執行等

- 地方自治体に対して、上記の運用改善への対応及び緊急雇用創造の観点から、事業の前倒し執行を要請

<制度の活用等>

(オ)「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムを支える職業能力評価制度(「ジョブ・カード制度」など)の活用

※「ジョブ・カード制度」は、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、フリーター等が正社員となることを支援することを目的としている。

(カ)再就職に効果的な職業訓練の提供の在り方に関する検討

- 訓練実施機関等の選定に関し、再就職の成果を上げるインセンティブが働きやすい方法について検討

(キ)地方公共団体への支援

- 地方公共団体が実施する緊急雇用対策について、特別交付税により支援する。

第２０回社会保障審議会	参考資料３
平成２２年2月２３日	

明日の安心と成長のための緊急経済対策

明日の安心と成長のための
緊急経済対策

平成 21 年 12 月 8 日

目　次

Ⅰ．基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１．日本経済の現状認識・・・・・・・・・・・・1

２．経済財政運営の基本的視点・・・・・・・・・2

Ⅱ．具体的な対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

１．雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

２．環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

３．景気・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

４．生活の安心確保・・・・・・・・・・・・・・・22

５．地方支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

６．「国民潜在力」の発揮・・・・・・・・・・・25

（本対策の国費・事業規模） ・・・・・・・・・・・・・・29

（別紙）「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の規模・・・30

明日の安心と成長のための緊急経済対策

Ⅰ．基本的な考え方

鳩山政権は、政権発足直後から、これまでの既成概念にとらわれることなく、無駄な予算、公共事業など従来の政権では政官業の癒着体制のため手がつけられなかった「歳出の中身」を抜本的に変える財政政策の大改革に乗り出している。国民は予算の効率的な使い方に対し大きな期待を抱いており、今後も引き続き、無駄を省く作業を休むことなく進めていかなければならない。

同時に、現下の厳しい経済・雇用状況、直面する円高・デフレ状況を踏まえ、景気回復を確かなものとするための経済対策を、スピード感を持って示し、暮らしの再建、地方の活力の回復、そして環境を中心とした未来に向けた政策の実現に取り組まなければならない。活用できる財源を最大限に活用し、有効性を十分吟味しながら、鳩山政権の初めての経済対策として「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめ、日本の元気回復に全力で取り組んでいくものである。

1．日本経済の現状認識

（経済の現状認識）

平成21年度前半の実質経済成長率は2四半期連続のプラス成長となった。輸出や生産の増加により、景気は最悪期を脱し消費者や企業のマインドも持ち直している。しかし、経済の現状は、失業率が最悪期よりはやや低下したものの高水準で推移するなど依然として厳しい状況にあり、国民の景気実感に近い名目GDP成長率は昨年春以降6四半期連続のマイナスとなっている。また、需給ギャップは大幅な供給超過である。

そして、このところは物価が財とサービスの両分野で下落し、緩やかなデフレ状況にある。さらに、為替市場の急激な変動により円高が進んでいる。

（先行きのリスク）

先行きを考えると、海外経済の持ち直しなどを背景に景気が次第に持ち直していくことが期待されるものの、経済成長の基盤は依然として脆弱である。政策の後押しにより家計消費は今春から2期連続して成長を支えたが、雇用不安と所得の減少傾向のためにその持続力は限られている。また、企業収益の低迷に加え実質金利高や円高などから設備投資の回復力は不透明である。

さらに、景気の持ち直しの動きに対するリスク要因としては、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の強まりによる需要低迷、長期金利上昇、為替市場の動向などがある。G7声明にあるとおり、為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、景気の持ち直しの動きに対して重大な悪影響を与えるものであり、為替市場の動きを厳しく注視していく。

2. 経済財政運営の基本的視点

こうした現状認識の下、鳩山政権における経済財政運営は、以下の3つの視点に立つ。

＜第1＞当面の取組 ― 確実な景気回復・デフレ克服を目指す

厳しい経済・雇用情勢に対応し、景気の持ち直しの動きを確かなものとしていく。このため、当面の取組として、可能な政策を総動員して「緊急対応」に当たり、来春にかけて経済・雇用を下支えすると同時に、経済を上向かせる力の結集を図る。

（1）緊急対応―情勢に応じた機動的な対応

- 経済・雇用情勢の変化に即応し、経済・雇用の安定のために機動的な対応を取る。このため、雇用・生活不安の高まりに応えた「緊急対応」を行うとともに、企業の資金繰りに万全を期すための「金融対策」などによって景気の下支えを行う。

(2)政府・日銀の一体となった対応

- 政府は、国民が景気回復を実感できるためには、デフレの克服が重要であるとの認識を日本銀行と共有し、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な取組を行い、景気回復を確実なものとしていくよう政策努力を重ねていく。
- 日本銀行に対しては、こうした政府の取組と整合的なものとなるよう、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。

＜第2＞中長期的な取組 ― 成長戦略の推進と財政規律

(1)成長戦略の推進

- 一方で、中長期的な観点から、以下の点を踏まえた成長戦略のとりまとめを進めていく。
  - ― 「雇用」「環境」「子ども」「科学技術」「アジア」等に重点を置きながら、中長期的な成長戦略を推進する。
  - ― 持続的な経済成長モデルを確立し、人々が共に、安心して生活し、子どもを産み育てていくことができる社会を実現する。

(2)成長力強化と財政規律の両立―中期財政フレームの策定

- 持続的な経済成長実現のためには、未来の子ども達にツケを残さないよう、成長力強化と財政規律の両立を図る必要がある。このため、複数年度を視野に入れた中期財政フレームを2010年前半に策定する。

＜第3＞今回の経済対策 ― 緊急対応と成長戦略への布石

(1)対策の柱―「雇用」「環境」「景気」

- 今回の経済対策は、上記の考え方を踏まえ、①現下の経済・雇用情

勢への「緊急対応」と、②「成長戦略への布石」の2つの視点に基づくものとする。

- 主な柱は「雇用」「環境」「景気」とし、くらしの再建と低炭素社会への転換に取り組む。また、医療等「生活の安心確保」や、荒廃した地方を守るための「地方支援」などにも強力に取り組む。

(2)具体的な対策—3つの原則

①「緊急性」、「即効性」の高い施策を最優先

- 具体的な施策については、「緊急的な必要性」を重視するとともに、経済・雇用効果、二酸化炭素削減効果において有効なものを優先する。

②切れ目のない経済財政運営

- 今回の経済対策に伴い平成21年度第2次補正予算を提出し、平成22年度予算との間をつなぐことにより、「切れ目のない」経済財政運営を行う。

③「知恵」を活かして、「国民潜在力」の発揮で景気回復を目指す

- できる限り財政に依存せず、制度・規制など「ルールの変更」や国民一人ひとりの積極的な参加によって、国民が持っている潜在力(国民潜在力)が発揮されることを重視する。
- とくに、新たな需要創出に向け、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞してきた制度・規制改革に正面から取り組む。

(3)施策執行の進捗管理

- 今回の対策に掲げる各施策については、国家戦略室及び内閣府が、効果的・効率的な執行を図る観点から関係者に進捗状況の報告を求め、必要に応じ改善措置を講じさせるなど、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底する。

Ⅱ．具体的な対策

１．雇用―緊急対応策を強化するとともに、雇用戦略を推進する。

＜緊急対応＞

（1）雇用調整助成金の要件緩和

（2）貧困・困窮者支援の強化

（3）新卒者支援の強化

（4）緊急雇用創造の拡充

（5）保育サービスの拡充等女性の就労支援

＜成長戦略への布石＞

（1）雇用・生活保障システムの確立

（2）「雇用戦略」の本格的な推進

＜緊急対応＞

（1）雇用調整助成金の要件緩和

企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を本年12月から緊急的に実施する。

＜具体的な措置＞

○雇用調整助成金の「生産量要件」の緩和

・ 雇用調整助成金の「生産量要件」について、現行要件に加え、赤字の企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10％以上減」の場合も支給対象とすることとし、本年12月から実施する。

(2)貧困・困窮者支援の強化

求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにするため、支援策を強化する。

＜具体的な措置＞

○実効ある貧困・困窮者支援(「第2のセーフティネット」)の確立

(ア)「ワンストップ・サービス・デイ」の実施支援

- 「ワンストップ・サービス・デイ」の試行実施を踏まえた展開

(イ)ハローワークのワンストップ相談機能の充実

- ハローワークに「住居・生活支援アドバイザー(仮称)」を配置し、第2のセーフティネットの各種支援制度についてのワンストップサービス(総合相談と実施機関への的確な誘導)を実施

(ウ)「住まい対策」の拡充

- 「住宅手当」や、空き社員寮等の借上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援

(エ)各支援制度の運用改善

- 支援を必要とする人が各種の貧困・困窮者支援制度に確実につながるための各支援制度の運用改善

(オ)職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討(後述)

○解雇者・多重債務者等への民事法律扶助

- 日本司法支援センターにおける労働問題等の解決に向けた民事法律扶助事業の迅速な実施

(3)新卒者支援の強化

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

＜具体的な措置＞

○新卒者の就職支援態勢の強化

（ア）大学等の「就職相談員」の配置促進

・ 大学等における就職相談員（キャリアカウンセラー等）の配置促進による就職相談の充実、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進

（イ）「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員

・ 就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に増員する。

（ウ）関係機関の連携強化

・ ハローワークにおける緊急学卒支援窓口の設置による高校との連携強化

○「就活支援キャンペーン」の展開

（ア）就職説明会の積極的な開催と周知徹底

（イ）採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速

・ 「雇用創出企業」のリストを年内に公表

・ インターンシップの拡充、求人企業の開拓等により、中小企業と新卒者のマッチングを図る。

（ウ）求人拡大への要請

・ 経済団体、業界団体への求人拡大の要請

・ 労働局と都道府県の連携による求人拡大の要請

○未就職卒業者の就職支援の強化

（ア）新卒者体験雇用事業の創設

・ 未就職卒業者の体験雇用を受け入れる事業主に対して新卒者体験雇用奨励金（仮称）を支給

（イ）「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

・ 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。

（ウ）重点分野での雇用支援

・ 重点分野における雇用の創造（後述）に当たっての未就職卒業者の雇用への配慮

(4)緊急雇用創造の拡充

成長分野を中心とした雇用創造を推進するため、先般策定した「緊急雇用創造プログラム」の拡充を図る。

＜具体的な措置＞

○重点分野における雇用の創造

・ 介護、医療、農林、環境・エネルギー、情報通信、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進する。

○地域社会雇用創造事業の創設

(ア)社会起業インキュベーション事業

・ NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

(イ)社会的企業人材創出・インターンシップ事業

・ 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

○観光立国の実現に向けた施策の推進

・ 休暇取得・分散化の促進等による国内旅行促進、観光圏の整備促進、査証審査体制の整備を踏まえた中国個人観光査証(ビザ)の最大限の活用等による外客誘致促進等の効果的な施策展開を加速する。

○その他

・ 建設労働者の雇用の確保及び再就職の促進
・ 建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進
・ 海運事業者の計画的な雇用確保支援による若年船員の就職の促進

(5)保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

＜具体的な措置＞

○待機児童解消への取組

- 地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。
- 沖縄県においては、独自の事業基金を活用した補助制度の見直しにより認可外保育施設の認可化や質の向上の取組を推進する。

○母子家庭等の在宅就業支援

- 仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する。

○「育児・介護休業トラブル防止指導員（仮称）」の設置

- 「育休切り」等のトラブル防止のための周知・指導や相談を実施する。

＜成長戦略への布石＞

緊急対応として、雇用維持・確保を中心とする「守り」を強化する一方で、「攻め」の取組として、雇用・生活保障システムの確立をはじめ積極的な雇用戦略を展開する。

（1）雇用・生活保障システムの確立

○トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立

- 非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討

○雇用保険制度の機能強化

- 非正規労働者に対するセーフティネット機能強化の観点から適用範囲の拡大について検討を進める。
- 雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成 22 年度からの失業等給付に係る国庫負担の引上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成 21 年度第2次補正予算において対応する。
- 平成23 年度以降については、平成23 年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則（25%）に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。

(2)「雇用戦略」の本格的な推進

○(1)のほか、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)、女性・高齢者・障がい者等の労働参加促進や多様な働き方の確保などを内容とする「雇用戦略」の本格的な推進に取り組む。その際、雇用における適切な労働条件の確保に留意する。

2. 環境

一地球温暖化対策と景気回復の両立を目指す

＜「エコ消費3本柱」の推進＞

（1）家電エコポイント制度の改善

（2）エコカー補助の延長等

（3）住宅版エコポイント制度の創設等

＜成長戦略への布石＞

（1）森林・林業再生の加速

（2）環境・エネルギー技術への挑戦

（3）交通・産業、地域の低炭素化の推進

（4）システムの海外展開等による地球温暖化対策事業等の推進

（5）資源確保支援

（6）再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討

（7）省エネ・環境基準の強化等

＜「エコ消費3本柱」の推進＞

環境性能の高い家電、自動車、住宅等の普及を促進し、家計の温暖化対策を加速するとともに、景気回復に貢献する。

（1）家電エコポイント制度の改善

＜具体的な措置＞

○エコポイント制度の改善

（ア）エコポイント制度の延長（平成22年末まで）

・ 省エネ家電（地上デジタル放送対応テレビ、エアコン、冷蔵庫）の購入を対

象とするエコポイント制度を9か月延長する(平成22年12月31日まで延長)。あわせて、利用者の利便性を考慮し、申請手続きを改善する。

(イ)対象家電の省エネ基準の強化

- テレビのトップランナー基準を強化し、2012年度までに達成すべき高い省エネ目標基準値を設定する。これに伴い、エコポイントの対象となるテレビを、より省エネ性能の高い製品に限定する。

(ウ)LED電球等の利用促進

- エコポイント上の優遇措置を設け、省エネ効果の高いLED電球など即時交換対象商品(LED電球、電球形蛍光灯、充電式ニッケル水素電池)への商品交換を促進する。

(2)エコカー補助の延長等

＜具体的な措置＞

○環境対応車への購入補助の延長等

(ア)購入補助の延長(平成22年9月末まで)

- 環境対応車の購入に対して一定額を補助する制度を6か月延長(平成22年9月30日まで延長)

(イ)省エネ法に基づく燃費規制による更なる燃費改善

- 現在の2010年度燃費基準よりも更に厳しい2015年度燃費基準の達成に向けた燃費改善を促進

(3)住宅版エコポイント制度の創設等

＜具体的な措置＞

○住宅版エコポイント制度の創設

- エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

○高効率の太陽熱利用システムの住宅への設置普及に関する実証事業

＜成長戦略への布石＞

（1）森林・林業再生の加速

利用間伐を進めるため、人材育成、高性能機械化、施業集約化によるコスト削減を図るとともに、国産材の需要を創出し、森林・林業の再生を図る。

＜具体的な措置＞

○集約化と利用間伐の推進に資する人材の育成と施業の効率化

- 集約化に必要な森林施業プランナーを育成する。また、先進林業機械の導入を進めるとともに、これを効率的に稼働させるオペレーターや、低コストで耐久性のある路網作設を行うオペレーターの養成を図る。

○森林・林業再生プラン（仮称）の実践

- 先行地域において、地域の全体計画に基づき路網整備、境界確定、高性能林業機械を活用した利用間伐の実践的取組を実施する。

○木材利用の推進

- 防火性能向上に係る建築物の性能認定や、2×4住宅における部材開発等、地域材を活用した木材製品の実用化を図る。
- 地域材を活用した展示住宅の整備等による木造住宅の振興

（2）環境・エネルギー技術への挑戦

地球温暖化対策に資する先端研究設備の整備等を行うとともに、今後数年で実用化が見込まれる有望な環境・エネルギー技術の実証実験を進める。

＜具体的な措置＞

○環境・エネルギー技術への挑戦

（ア）グリーンイノベーションの推進

- 低炭素社会の実現に不可欠な素材の開発等、革新的な環境技術開発の前倒しや低炭素社会システムの実現に向けた取組の推進

（イ）環境先端技術研究の推進

（ウ）低炭素社会構築に向けた研究基盤整備

（エ）自動車用電池の規格統一化

- 自動車用電池について、規格の統一化を図る。

(オ)LED照明の国際標準化の推進

- LED照明に関して、省エネ性能等を評価するために必要な測光方法の標準化を進める。

(3)交通・産業、地域の低炭素化の推進

多様なエネルギーの効率的利用や二酸化炭素等の削減に向けた交通や産業、地域における取組を支援する。

＜具体的な措置＞

○交通・産業における環境配慮の取組への支援等

(ア)物流・交通の低炭素化

- 海上交通の低炭素化促進、グリーン物流パートナーシップ会議の取組の拡充等による物流・交通の低炭素化

(イ)「通勤交通グリーン化推進プログラム」の推進

- 「グリーン通勤の日」の設定などにより、マイカーから自転車、鉄道、バス等への転換を促進する取組を推進

(ウ)国内クレジット制度の更なる推進

- 地方自治体等との連携強化により、地域の中小企業等の CO2 排出削減支援を通じ、我が国の6%削減約束の達成に貢献

(エ)地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業の推進

(オ)低炭素型雇用創出産業の国内立地の推進

○地域における環境配慮の取組への支援等

(ア)「緑の分権改革」の推進

(イ)情報通信技術を用いた地球温暖化対策の推進

(ウ)農山漁村の環境力強化

- 農山漁村の環境力(太陽光、バイオマス等)の活用に向けた地域の実証的な取組を推進

(エ)ITを活用した暮らしの低炭素化の推進

(オ)中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設、チャレンジ25地域づくり事業の推進

（カ）温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業の推進

・ 中小企業や農林業等の地域における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを支援

（4）システムの海外展開等による地球温暖化対策事業等の推進

鳩山イニシアティブも踏まえ、低炭素型・環境対応インフラ／システム等の海外展開を積極的に支援する等、海外での地球温暖化対策事業等を推進する。

＜具体的な措置＞

○低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開等の推進など海外での地球温暖化対策事業の強化等

（ア）貿易保険・金融支援

・ 貿易保険を活用した民間分野のリスクファイナンスの取組の強化

・ 国際協力銀行による民間との協調融資等によるリスクファイナンスの取組の強化

（イ）低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開支援

・ 低炭素型・環境対応インフラ等について、システムとしての海外展開を支援するため、我が国企業が包括的に事業を実施するためのコンソーシアム形成支援

（ウ）地上デジタル放送日本方式普及

（エ）気候変動による洪水、旱魃、食糧不足や森林減少・劣化等に対応したアジア・アフリカ等への緊急支援

（5）資源確保支援

＜具体的な措置＞

○我が国企業による資源上流権益の確保に向けた支援の強化

・ （独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）による、金属鉱物（レアメタル等）分野における開発・生産段階にある鉱山権益等の取得に対する支援制度の創設

・ 石油・天然ガス及び金属鉱物(レアメタル等)の上流権益確保支援の原資として、JOGMECによる政府保証借り入れを可能とする制度改正

○レアメタル確保支援

・ レアメタル探査の加速、レアメタル国家備蓄の強化

(6)再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討

再生可能エネルギー(太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等)の全量買取制度の導入を検討する。

<具体的な措置>

○再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討

(7)省エネ・環境基準の強化等

予算措置によるインセンティブとあわせて、国民生活や経済活動における地球温暖化対策を推進するため、省エネ法に基づく省エネ基準等関係する基準やルールの見直し等を進める。

<具体的な措置>

○省エネ法に基づく省エネ基準の見直し

(ア)建築物の省エネ判断基準の見直し

(イ)エコポイントの対象省エネ家電の省エネ基準の強化(テレビ)(再掲)

(ウ)自動車の燃費基準の強化

○排出抑制等指針の拡充

○白熱電球の2012年までの省エネランプへの生産切替えの推進

○200V化

・ 家庭内における電気供給の200V化の推進を検討する。

３．景気

―金融対策によって景気の下支えを行うとともに、デフレの進行に伴う実質金利上昇の下で抑制されている住宅投資・設備投資等への支援などにより景気回復を目指す。

<金融対策>

（1）「景気対応緊急保証」の創設等

（2）セーフティネット貸付等の延長・拡充

（3）中小企業等に対する金融の円滑化等

（4）中堅・大企業の資金繰り対策

（5）デフレ下の実質金利高への対応策

（6）我が国企業の海外事業の資金繰り支援等

<住宅投資>

（1）住宅金融の拡充

（2）住宅税制の改正

（3）住宅版エコポイント制度の創設等（再掲）

<金融対策>

（1）「景気対応緊急保証」の創設等

景気対応緊急保証の創設等により、中小企業者等に対する金融機関からの円滑な資金供給を促進する。

<具体的な措置>

○「景気対応緊急保証」の創設等

（ア）「景気対応緊急保証」の創設

- 来年３月末で期限切れを迎える現行の緊急保証制度について、その対象業種の指定基準や、利用企業の認定基準を改め、現下の厳しい経済状況において、例外業種を除き、全業種の中小企業が利用可能となるような、使い勝手を高めた信用保証制度に変更する（平成22年度末までの時限措置）。

(ｲ)保証枠

- 現行の緊急保証枠を活用するほか、新たに6兆円を追加

(2)セーフティネット貸付等の延長・拡充

日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等のセーフティネット貸付等の延長・拡充により、中小企業者等への円滑な資金供給を行う。

＜具体的な措置＞

〇セーフティネット貸付等の延長・拡充

(ｱ)期限の延長・枠の拡充

- 期限の延長（平成22年度末まで）
- 貸付枠・条件変更目標の追加（約4兆円）

(ｲ)日本政策金融公庫等の金利引下げ措置等の継続・強化

- 雇用維持・拡充対応の金利引下げの強化
- 売上減少対応の金利引下げの継続　等

(ｳ)沖縄振興開発金融公庫による金融セーフティネットの確保

- セーフティネット貸付及び沖縄独自制度（観光、離島振興など）に係る拡充措置の適用期限の延長など

(3)中小企業等に対する金融の円滑化等

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を年末の資金繰りに対応できるよう施行するとともに、その他の措置とあわせ、中小企業等に対する金融の円滑化を図る。また、中小企業支援施策の「ワンストップサービス」を推進する。

＜具体的な措置＞

〇「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等

(ｱ)「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行

(イ)法律の実効性を高めるための検査・監督上の措置

・ 検査マニュアル、監督指針の改定等

○下請建設企業支援

・ 下請建設企業の経営を支えるための金融支援

○中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

・ 年末に、関係機関の協力の下、利用者が一つの窓口で必要な各種支援サービス(資金繰り相談、新事業展開などの経営相談、雇用調整助成金の相談など)の利用ができるよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催する。

(4)中堅・大企業の資金繰り対策

中堅・大企業に対する資金繰り支援により、企業金融面の目詰まりによる景気の腰折れを防止する。

＜具体的な措置＞

○日本政策投資銀行等による「危機対応業務」の延長等

・ 日本政策投資銀行等による危機対応業務(長期資金貸付け等)の延長(平成22年3月末→平成23年3月末)

・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく出資円滑化制度の延長(平成22年3月末→平成22年9月末)

(5)デフレ下の実質金利高への対応策

デフレの進行に伴う実質金利上昇と円高の下で抑制されている設備投資等の下支えや返済負担の軽減を図る。

＜具体的な措置＞

○デフレに伴う実質金利高の軽減制度

・ デフレ経済下で、長期の設備投資等を行う企業に対し、危機対応業務のスキームも活用しつつ、民間金融機関及び政府系金融機関からの借入金利について、2 年間、物価下落に対応して(*)、0．5%の引下げを図る。(金利引下げの融資規模:民間金融機関も活用できる危機対応業務のスキームを通じた融資3.7兆円、日本政策金融公庫1.3兆円)

(*)物価については、半期ごとに、消費者物価が前年に比して下落しているかによって、主務大臣が判断を行い、引下げを各機関に指示

○既往貸付の返済負担の軽減

・ デフレ経済下で、既往貸付の返済負担に苦しむ中小企業に対する民間金融の条件変更に積極的に対応するため、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財政基盤を強化

○為替変動により影響を受ける地域・中小企業の支援

・ 円高の影響を受ける地域・中小企業の海外販路開拓支援を行う。

(6)我が国企業の海外事業の資金繰り支援等

国際協力銀行(JBIC)や貿易保険を活用した我が国企業の海外事業の資金繰り支援を図る。また、貿易保険を活用した中小企業等の海外進出の促進を図る。

＜具体的な措置＞

○国際協力銀行による海外事業支援緊急業務の延長

○国際協力銀行による本邦金融機関向けツー・ステップ・ローンの追加実施

○貿易保険を活用した我が国企業の海外進出の促進

・ 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進、貿易保険による我が国企業の海外子会社向け資金繰り支援の拡充の延長

＜住宅投資＞

(1)住宅金融の拡充

(独)住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度に係る時限的な金利の大幅引下げ等により、住宅投資の拡大を図る。

＜具体的な措置＞

○優良住宅取得支援制度(フラット35S)の金利の大幅な時限的引下げ等

・ 平成 22 年 12 月末までの優良住宅の取得に対し、金利引下げ幅を時限的に現行の 0.3%から 1.0%に拡大する。

・ 住宅融資保険の保険料率の引下げを実施する。

(2)住宅税制の改正

○22年度税制改正において、住宅投資の促進に資する贈与税の措置を講ずる。

(3)住宅版エコポイント制度の創設等(再掲)

＜具体的な措置＞

○住宅版エコポイント制度の創設(再掲)

- エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

○建築確認手続き等の運用改善

- 建築確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化を図るため、建築基準法における建築確認手続き等の運用を改善

4. 生活の安心確保

―医療等国民生活の安心を確保する。

(1)現行高齢者医療制度の負担軽減措置等
(2)新型インフルエンザ対策の強化
(3)医療体制の整備等
(4)災害復旧等

(1)現行高齢者医療制度の負担軽減措置等

国民の医療に対する安心を確保するため、現行高齢者医療制度廃止までの間、高齢者の負担軽減措置を平成22年度も継続するための財政措置を講じるとともに、生活保護、医療保険を通じた生活支援を確保する。

＜具体的な措置＞

○現行高齢者医療制度の負担軽減措置の継続

- 70～74 歳の窓口負担軽減措置、被用者保険の被扶養者であった方及び低所得者の保険料軽減措置を継続する。

○生活保護、医療保険による生活支援

- 生活保護、医療保険について、平成21年度に必要となる追加財政措置を講じる。

(2)新型インフルエンザ対策の強化

新型インフルエンザワクチンの生産能力向上等を図る。

＜具体的な措置＞

○新型インフルエンザ対策の強化

(ア)国産ワクチン生産能力向上

- 細胞培養法を開発し、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築する。

(イ)新型インフルエンザワクチン接種費用の助成

・ 低所得者に対し新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成する。

(ウ)医療機関における設備整備

・ 新型インフルエンザ患者を受け入れる医療機関における必要な設備(人工呼吸器等)を整備する。併せて、医療体制が円滑に機能するような環境整備を進める。

(3)医療体制の整備等

小児科、産科、救急医療等の医療体制の緊急的な整備等を進める。

＜具体的な措置＞

○大学病院の機能強化

・ 周産期医療環境整備のためのNICU(新生児集中治療室)病床等を整備
・ 救急医療の最先端機器の整備、病院基盤設備の更新

○医師不足解消に向けた取組

・ 地域の医師確保等に向けた大学医学部の教育環境の整備

○難病克服に向けた研究推進

・ iPS細胞を用いた難病研究を促進する為の研究基盤整備

○最近の犯罪情勢を踏まえた鑑定体制の強化

○世界エイズ・結核・マラリア対策基金への拠出

・ 来年1～3月の基金の医療経費の不足分を緊急に拠出

(4)災害復旧等

本年に発生した豪雨、台風等による災害及び過年発生災害についての早期復旧と再度災害の防止等に万全を期す。

５．地方支援

―本対策の推進等に取り組む地方公共団体を支援する。

（１）地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援

（２）国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等

（１）地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援

電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。

＜具体的な措置＞

○地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金の創設

・　地方公共団体において、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備について、きめ細かな事業を実施できるよう支援する。これにより、観光需要や地元雇用の拡大等による地域の活性化が期待される。

（２）国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等

地方公共団体に必要な財源を適切に確保するため、21 年度の国税収入の減額補正に伴う地方交付税の法定率分減少額3兆円程度と同額について一般会計からの繰入れを行い、当初予算の地方交付税総額を確保するとともに、地方税等の減収について減収補てん債等適切な措置を講じる。

6.「国民潜在力」の発揮

―「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

(1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」
(2)「『新しい公共』推進プロジェクト(仮称)」
(3)「働く人の休暇取得推進プロジェクト(仮称)」

(1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

①制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

＜具体的な措置＞

○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

― 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。

― このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

・ 利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

(イ)イコールフッティングによる株式会社・NPOの参入促進

・ 株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。

・ また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

(ウ)幼保一体化の推進

・ 上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

<u>○環境・エネルギー分野での制度・規制改革</u>

(ア)森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組の整備

・ 路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある調停・裁定のルール等)につき、早急に検討に着手し、22年度中に結論を得る。

(イ)新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応

・ 工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当

— 太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。

・ 地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し

— 工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。

②構造改革特別区域（特区）制度の活用

特区制度の活用により、新たな需要創出に向けた国民の創意や工夫に基づく提案等の実現に取り組む。

＜具体的な措置＞

○特区制度の活用

・ これまでの特区提案（第１次～１６次）のうち、第 16 次提案について処理を促進（来年１月中を目途に結論）するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。

・ 本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受付け、速やかな処理に努める（平成２２年３月末まで）。

(2)「『新しい公共』推進プロジェクト（仮称）」

国民一人ひとりが、人を支えるという役割を積極的に担うことにより、新たな雇用の場を創造する。そのため、NPOや社会起業家など「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を本格的に推進する。さらに、社会的企業の法制面の検討や関係者が幅広く参加する「円卓会議」を開催する。

＜具体的な措置＞

○地域社会雇用創造事業の創設（再掲）

(ア)社会起業インキュベーション事業

・ NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

(イ)社会的企業人材創出・インターンシップ事業

・ 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

○「社会的企業」の法制面の検討（寄付金税制を含む）

・ 国民の社会的活動への多様な参画を促進する観点から、社会的企業の起業、活動が促進されるよう法制面から検討する（NPOなどの法人制度のあり方や寄付金税制の問題も含む）。

○「『新しい公共』を実現する円卓会議」の開催

- 「新しい公共」の考え方を国民各層の自発的な取組や行動に結びつけるため、NPO・企業・学者等による対話・協働を行う場として、円卓会議を開催する。

(3)「働く人の休暇取得推進プロジェクト(仮称)」

ワーク・ライフ・バランスやワーク・シェアリング推進の観点から、年次有給休暇や育児休業等の取得促進、休暇分散取得等を政労使一丸となって推進し、経済・雇用創出を目指す。

<具体的な措置>

○休暇取得促進に向けての政労使合意と取組

- 「雇用戦略対話」等を通じて、政労使の合意形成と取組を推進

○休暇取得促進への支援措置(指針見直し等)

- 休暇取得を促進するため、労働時間等設定改善法に基づく「指針」を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図る。また、「指針」を踏まえ、一定日数以上の連続した休暇の取得など更なる具体的な改善措置を行った事業主を助成

○休暇分散取得等の推進(再掲)

- ワーク・ライフ・バランスや観光振興の観点から、地域で休暇の分散取得・長期取得を行う取組等を支援する。そのため、観光立国推進本部の活用をはじめ政府全体の支援体制を作る。

（本対策の国費・事業規模）

- 本対策の実施に伴う国費及び事業費の規模は、別紙のとおり。本対策は、第１次補正予算の見直しにより捻出した財源等を活用することとし、新規国債の追加発行は極力行わない。

（注）本対策の経済効果及び雇用効果については、関連する予算や施策の内容を精査した上、明らかにしていくこととする。

(別紙)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の規模

（単位：兆円）

	国費	事業費
１．雇用	**0.6程度**	**0.6程度**
＜緊急対応＞	0.3程度	0.3程度
＜成長戦略への布石＞	0.4程度	0.4程度
２．環境	**0.8程度**	**4.1程度**
＜「エコ消費３本柱」の推進＞	0.6程度	3.9程度
＜成長戦略への布石＞	0.2程度	0.2程度
３．景気	**1.7程度**	**18.6程度**
＜金融対策＞	1.2程度	10.4程度
＜住宅投資＞	0.5程度	8.2程度
４．生活の安心確保	**0.8程度**	**1.0程度**
５．地方支援	**3.5程度**	**3.5程度**
＜きめ細かなインフラ整備支援の交付金＞	0.5程度	0.5程度
＜交付税減少額の補てん等＞	3.0程度	3.0程度
６．「国民潜在力」の発揮	**—**	**—**
合　　計	**7.2程度** (注)	**24.4程度** (注)

(注)「住宅版エコポイント制度の創設」については、２．「エコ消費３本柱」の推進、及び３．住宅投資に該当するため合計から重複額を控除している。